

**第8節 移動タンク貯蔵所（危令第15条）**（S. 48. 3. 12 消防予第45号通知参考（S. 54. 1 消防危第5号、S. 62. 5. 26 消防危第48号、H. 2. 6. 28 消防危第76号、H. 6. 5 消防危第41号、H. 9. 3 消防危第32号、H. 11. 9 消防危第86号、H. 13. 4 消防危第51号改正））

**1 総則**

(1) 移動タンク貯蔵所の種類

移動タンク貯蔵所の種類については、次のとおりである。

ア 危令第15条第1項に定める移動タンク貯蔵所には、単一車形式（図1-1）及び被けん車形式（図1-3）の2形式がある。

イ 危令第15条第2項に定める積載式移動タンク貯蔵所も同様に単一車形式（図1-2）及び被けん引車形式（図1-4）の2形式がある。

ウ 危令第15条第3項に定める給油タンク車

エ 危令第15条第4項に定めるアルキルアルミニウム等の移動タンク貯蔵所  
 なお、それぞれの形式の適用は、次のとおりである。

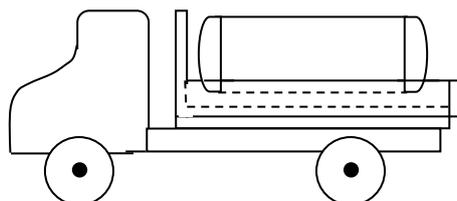
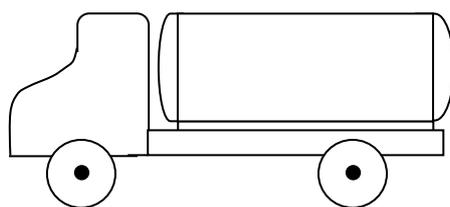
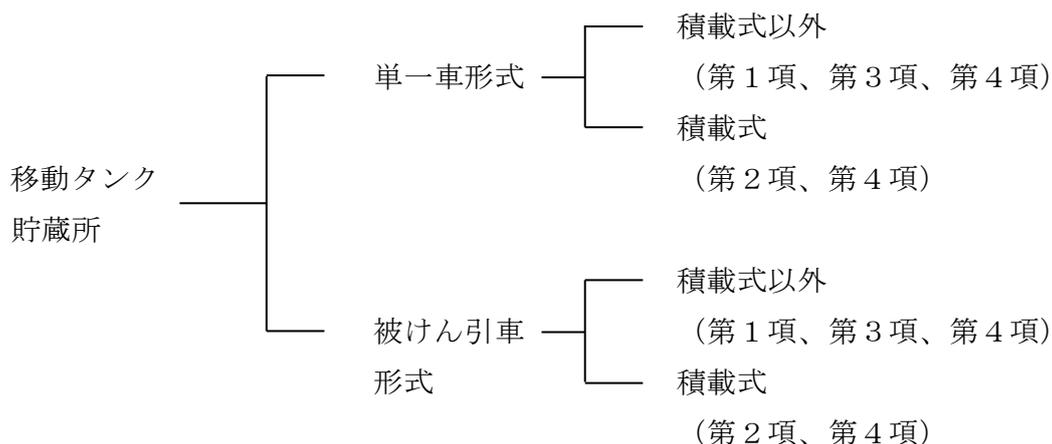


図1-1 単一車形式で積載式以外の移動タンク貯蔵所の例

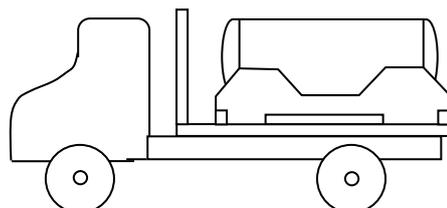
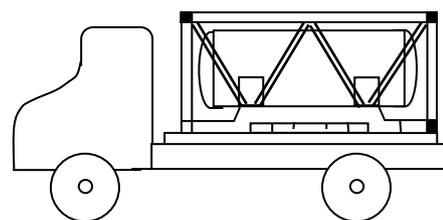


図 1 - 2 単一車形式で積載式の移動タンク貯蔵所の例

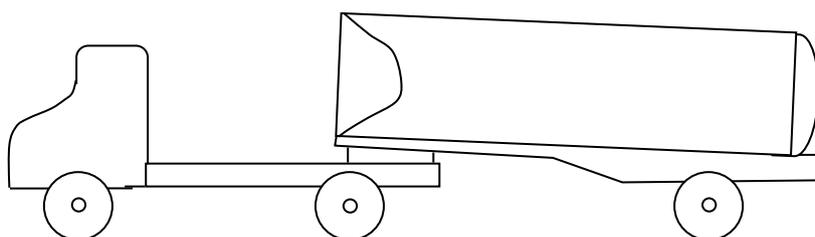
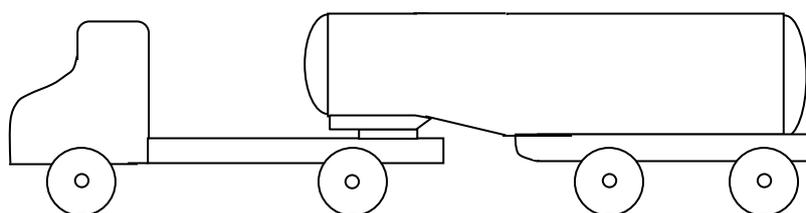


図 1 - 3 被けん引車形式で積載式以外の移動タンク貯蔵所の例

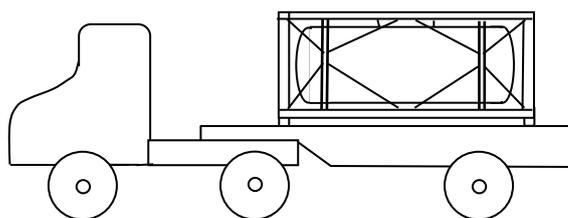


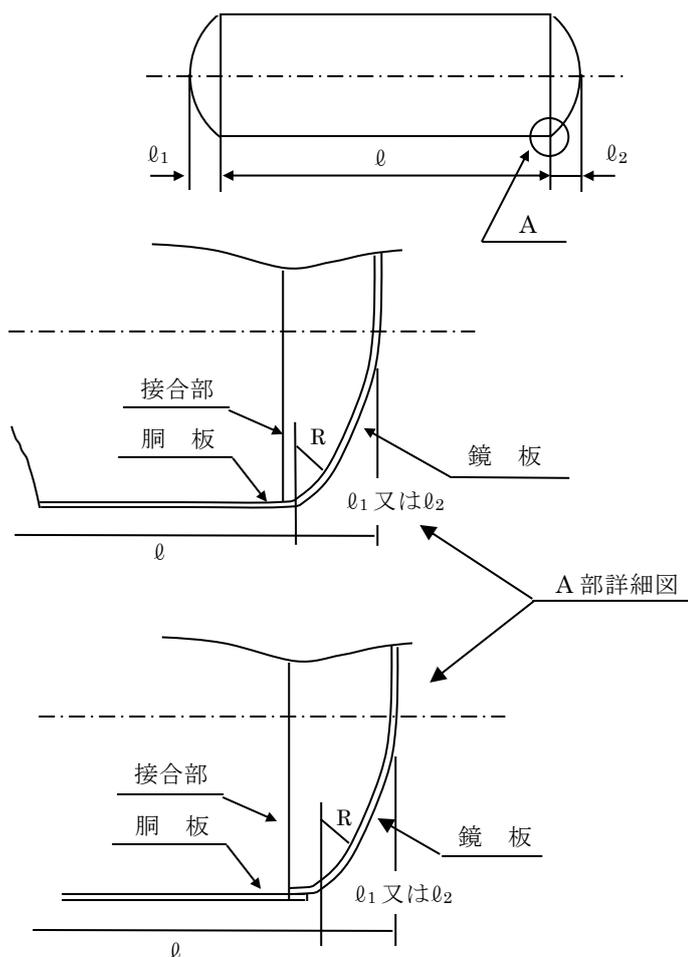
図 1 - 4 被けん引車形式で積載式の移動タンク貯蔵所の例

(2) タンク内容積、空間容積（危令第 5 条、危則第 2 条及び第 3 条関係）

タンク内容積及び空間容積は、危則第 2 条及び第 3 条の規定に基づき算出するものであるが、算出にあたっては次の事項に留意し算出するものとする。

ア 内容積

(ア) 内容積は、「タンクの内容積の計算方法について」（H. 13. 3. 30 消防危第 42 号通知）により求めること。



第 1. 2 - 1 図 タンクの胴長のとり方

- (イ) 防波板、間仕切板等の容積については、内容積の計算にあたって除かないものであること。
- (ウ) 移動貯蔵タンク内部に加熱用配管等の装置類を設けるにあたっては、これらの装置類の容積を除くこと。

#### イ 空間容積

タンクの空間容積は、タンク内容積の5%以上10%以下とされているが、貯蔵する危険物の上部に水を満たして移送する移動タンク貯蔵所の場合は、その水が満たされている部分もタンク空間部分に含めること。（例えば、二硫化炭素の移動タンク貯蔵所がこれに当たる。）

## 2 移動タンク貯蔵所（危令第15条第1項）

### (1) 位置（危令第15条第1項第1号関係）

移動タンク貯蔵所を常置する場所は、屋外の防火上安全な場所又は壁、床、はり及び屋根を耐火構造とし、若しくは不燃材料で造った建築物の1階とされているが、建築物の1階にあっても当然防火上安全な場所とするものであること。◆

また、同一敷地内において複数の移動タンク貯蔵所を常置する場合にあつては、当該複数の移動タンク貯蔵所の常置場所が、同一の場所にならないよう確認すること。

なお防火上安全な場所とは、周囲1m以内に火気（電気設備を除く。）及び建築物（当該1m以内にある主要構造物の材質が不燃材であるものを除く。）がなく、可燃性蒸気が滞留するおそれがない場所をいう。

なお、常置場所の周囲50cmを空地とするよう指導すること。◆

### (2) タンクの構造（危令第15条第1項第2号、第3号及び第8号関係）

移動貯蔵タンクの構造については、次のとおりであること。

#### ア タンクの材質及び板厚

移動貯蔵タンクの材質及び板厚は、危令第15条第1項第2号に定める厚さ3.2mm以上の鋼板の基準材質をJIS G 3101に規定される一般構造用圧延鋼材のうちのSS400（以下「SS400」という。）とし、これと同等以上の機械的性質を有する材料（SS400以外の金属板）で造る場合の厚さは、表2-2-1に掲げる材料にあつては当該表に示す必要最小値以上、それ以外の金属板にあつては下記の計算式により算出された数値（小数点第2位以下の数値は切り上げる。）以上で、かつ、2.8mm以上の厚さで造るものとする。ただし、最大容量が20kLを超えるタンクをアルミニウム合金板で造る場合の厚さは、前記の値に1.1を乗じたものとする。

なお、表2-2-1に掲げる材料であっても、当該表に示す引張強さ及び伸びと異なる性状を示す材料を使用する場合（当該表に示す板厚の必要最小値を有していない金属板を使用するときに限る。）については、当該表に掲げる材料以外の金属板同様、下記の計算式により算出することにより、必要板厚を判断すること。

また、SS400及び表2-2-1に掲げるもの以外の材料並びに表2-2-1に示す引張強さ及び伸びと異なる性状を示す材料を使用する場合には、引張強さ、伸び等を鋼材検査証明書等により確認すること。（表2-2-1に示す引張強さ及び伸びと異なる性状を示す材料については、当該表に示す板厚の必要最小値を有していない金属板を使用するときに限る。）

$$t = \sqrt[3]{\frac{400 \times 21}{\sigma \times A}} \times 3.2$$

t : 使用する金属板の厚さ (mm)  
σ : 使用する金属板の引張強さ (N/mm<sup>2</sup>)  
A : 使用する金属板の伸び (%)

表2-2-1 SS400以外の金属板を用いる場合の板厚の必要最小値

材質名	JIS記号	引張強さ (N/mm <sup>2</sup> )	伸び (%)	伸び計算値 (mm)		板厚の必要最小値(mm)	
				20kL以下	20kL超	20kL以下	20kL超
ステンレス 鋼板	SUS 304	520	40	2.37	—	2.8	2.8
	SUS 304L	480	40	2.43	—	2.8	2.8
	SUS 316	520	40	2.37	—	2.8	2.8
	SUS 316L	480	40	2.43	—	2.8	2.8
アルミニウム 合金板	A5052P-H34	235	6	5.81	6.39	5.9	6.4
	A5083P-H32	305	10	4.49	4.94	4.5	5.0
	A5083P-0	275	14	4.16	4.57	4.2	4.6
	A5083P- H112	275	10	4.65	5.11	4.7	5.2
	A5052P-0	175	19	4.36	4.80	4.4	4.8
アルミニウム 板	A1080P-H24	85	6	8.14	8.96	8.2	9.0
溶接構造用 圧延鋼材	SM490A	490	22	2.95	—	3.0	3.0
	SM490B	490	22	2.95	—	3.0	3.0
高耐候性圧 延鋼材	SPA-H	490	22	2.95	—	3.0	3.0

※「引張強さ」及び「伸び」は、日本産業規格で規定されている最低値を採用しているため、上記の板厚が確保できていないことが直ちに基準違反になるとは限らない。

## イ タンクの水圧試験

タンクは気密に造り、かつ、圧力タンク以外のタンクは70kPa以上の圧力で、圧力タンクは最大常用圧力の1.5倍の圧力で、それぞれ10分間行う水圧試験に合格するものであること。

## (ア) 水圧検査の方法

タンクの水圧検査は、各タンク室のマンホール上面まで水を満たし、所定の圧力を加えて行うこと。

この場合において間仕切を有する移動貯蔵タンクの危令第8条の2第4項に基づく水圧検査は、移動貯蔵タンクのすべてのタンク室に同時に所定の圧力をかけた状態で実施し、漏れ又は変形がないことを確認すれば足りる。

## (イ) 圧力タンクと圧力タンク以外のタンクの区分

圧力タンクとは、最大常用圧力が70/1.5kPa（≒46.7kPa）以上の移動貯蔵タンクをいい、圧力タンク以外のタンクとは、最大常用圧力が70/1.5kPa（≒46.7kPa）未満の移動貯蔵タンクをいう。

## (ウ) タンク検査済証の取付

タンク検査済証（副）は、リベット又は接着剤等によってタンク等に堅固に取り付けること。

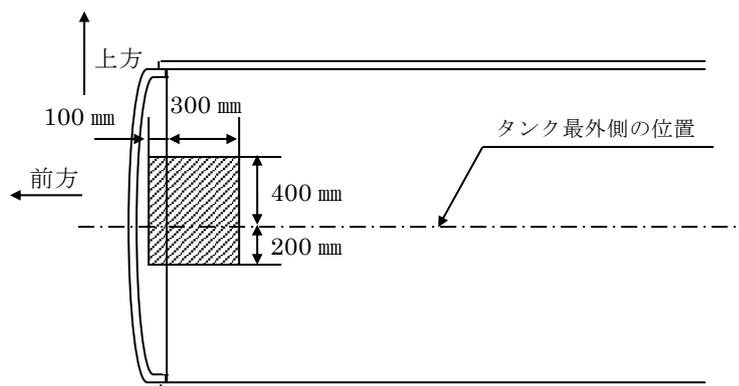
タンク検査済証（副）の取付位置は、原則としてタンク後部の鏡板の中央下部とすること。◆

ただし、次のaからcに掲げる移動タンク貯蔵所等のようにタンク後部の鏡板の中央下部にタンク検査済証（副）を取り付けることが適当でないものにあつては、側面のタンク本体、タンクフレーム（支脚）又は箱枠等の見やすい箇所とすることができる。

- a 積載式移動タンク貯蔵所で移動貯蔵タンクを前後入れ替えて積載するもの
- b 保温若しくは保冷をするもの
- c 移動貯蔵タンクの後部にろ過器、ホースリール等の設備を設けるもの

## (エ) タンク本体の応力集中防止措置

被けん引車形式の移動タンク貯蔵所のタンク（積載式のタンクの箱枠構造のものを除く。）の図2-2-1の斜線部分には、著しく応力集中を生じるおそれのある附属物を設けないこと。



(注) 数値は、タンク面に沿った長さである。

図 2-2-1 タンク本体の応力集中防止範囲

#### ウ さびどめ塗装

タンクの外面が、ステンレス及びアルミニウム等、腐食しにくい材質で作られたものは、危令第23条特例を適用し、さびどめのための塗装を免除することができる。

(特例理由不要。特例適用願不要。)

#### (3) 安全装置 (危令第15条第1項第4号、危則第19条第2項関係)

安全装置については、次のとおりであること。

##### ア 安全装置の構造

安全装置は、その機能が維持できるよう、容易に点検整備ができ、かつ、点検した場合に安全装置の作動圧力に変動をきたさない構造であること。

##### イ 安全装置の作動の圧力

危則第19条第2項第1号に定める安全装置の作動の圧力とは、タンク内部の圧力の上昇により当該装置の弁が開き始めたときに当該装置に加わっている圧力をいうものであること。

##### ウ 有効吹出し面積

危則第19条第2項第2号に定める有効吹出し面積とは、タンク内部の圧力が有効に吹き出るために必要な通気的面積をいうものであること。

なお、有効吹出し面積は、通常、安全装置の弁孔及び弁リフトの通気面積により算出するが、弁孔及び弁リフトの通気部分に限らず、その他の通気部分についてもその通気面積が有効吹出し面積以下となつてはならないものであること。

また、1の安全装置では有効吹出し面積が不足する場合は、2個以上の安全装置によって確保することができるものであり、この場合には、それぞれの安全装置の有効吹出し面積の合計が所定の有効吹出し面積以上であること。

安全装置の各部位の通気面積は次により求めること。このうち最小値となる部位

の通気面積が有効吹出し面積となり、規定値以上であること。

(ア) 弁孔の通気面積は、下記の計算式により算出すること。

$$A = \frac{\pi}{4} d^2$$

A : 弁孔の通気面積 (cm<sup>2</sup>)  
d : 弁孔の内径 (cm)

(イ) 弁リフトの通気面積は、下記の計算式により算出すること。

$$A_1 = \pi d s$$

A<sub>1</sub> : 弁リフトの通気面積 (cm<sup>2</sup>)  
d : 弁孔の内径 (cm)  
s : 弁リフトの高さ (cm)

(ウ) 弁体側壁 (スクリーン部分の窓) の通気面積は、下記の計算式により算出すること。

$$A_2 = \frac{abnf}{100}$$

A<sub>2</sub> : 弁体側壁の通気面積 (cm<sup>2</sup>)  
a : 弁体側壁の横の長さ (cm)  
b : 弁体側壁の縦の長さ (cm)  
n : 弁体側壁の数  
f : スクリーンの空間率 (%)

(エ) 弁のふたの通気面積は、下記の計算式により算出すること。

$$A_3 = \frac{\pi(C^2 - d_1^2)}{4}$$

A<sub>3</sub> : 弁のふたの通気面積 (cm<sup>2</sup>)  
C : 弁体の外径 (cm)  
d<sub>1</sub> : 弁体の内径 (cm)

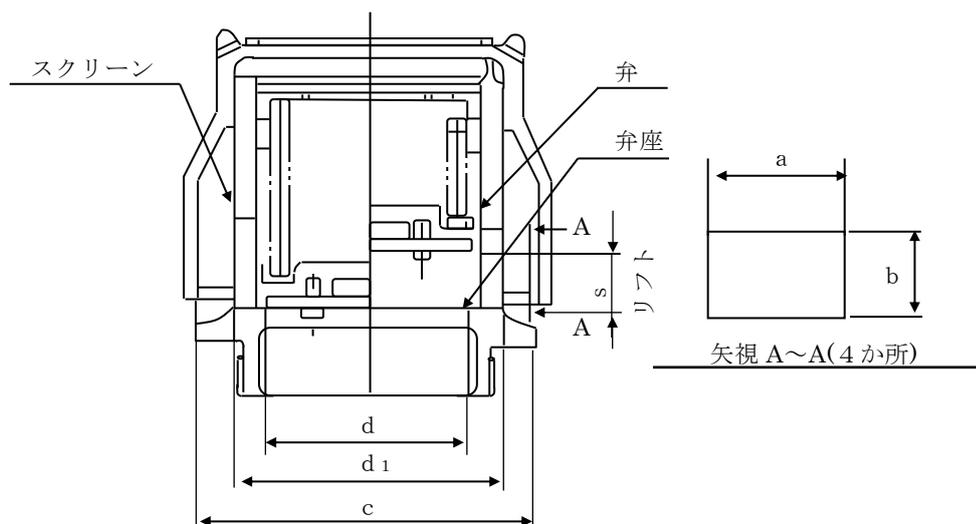


図 2-3-1 安全弁の構造

## エ 引火防止装置

安全装置の蒸気吹出し口には、引火防止装置が設けられていること。◆

なお、当該装置を金網とする場合は、40メッシュのものとする。◆

## (4) 防波板（危令第15条第1項第4号、危則第24条の2の9関係）

防波板については、次のとおりであること。

## ア 材質及び板厚

防波板の材質及び板厚は、危則第15条第1項第4号に定める厚さ1.6mm以上の鋼板の基準材質をJIS G 3131に規定される熱間圧延軟鋼板のうちSPHC（以下「SPHC」という。）とし、これと同等以上の機械的性質を有する材料（SPHC以外の金属板）で造る場合の厚さは、表2-4-1に掲げる材料にあつては当該表に示す必要最小値以上、それ以外の金属板にあつては下記の計算式により算出された数値（小数点第2位以下の数値は切り上げる。）以上の厚さで造るものとする。

なお、表2-4-1に掲げる材料であっても、当該表に示す引張強さと異なる強度を示す材料を使用する場合（当該表に示す板厚の必要最小値を有していない金属板を使用するときに限る。）については、当該表に掲げる材料以外の金属板同様、下記の計算式により算出することにより、必要板厚を判断すること。

また、SPHC及び表2-4-1に掲げるもの以外の材料並びに表2-4-1に示す引張強さと異なる強度を示す材料を使用する場合には、引張強さ等を鋼材検査証明書等により確認すること。（表2-4-1に示す引張強さと異なる強度を示す材料については、当該表に示す板厚の必要最小値を有していない金属板を使用するときに限る。）

$$t = \sqrt{\frac{270}{\sigma}} \times 1.6$$

t : 使用する金属板の厚さ (mm)  
σ : 使用する金属板の引張強さ (N/mm<sup>2</sup>)

表2-4-1 SPHC以外の金属板を用いる場合の板厚の必要最小値

材質名	JIS記号	引張強さ (N/mm <sup>2</sup> )	計算値 (mm)	板厚の必要 最小値 (mm)
冷間圧延鋼板	SPCC	270	1.60	1.6
ステンレス鋼板	SUS 304	520	1.16	1.2
	SUS 316	520	1.16	1.2
	SUS 304L	480	1.20	1.2
	SUS 316L	480	1.20	1.2

アルミニウム 合金板	A5052P-H34	235	1.72	1.8
	A5083P-H32	310	1.50	1.5
	A5052P-H24	235	1.72	1.8
	A6N01S-T5	245	1.68	1.7
アルミニウム板	A1080P-H24	85	2.86	2.9

※「引張強さ」は、日本産業規格で規定されている最低値を採用しているため、上記の板厚が確保できていないことが直ちに基準違反になるとは限らない。

#### イ 構造

防波板は、形鋼等により造り、かつ、貯蔵する危険物の動揺により容易に湾曲しない構造とすること。

#### ウ 取付方法

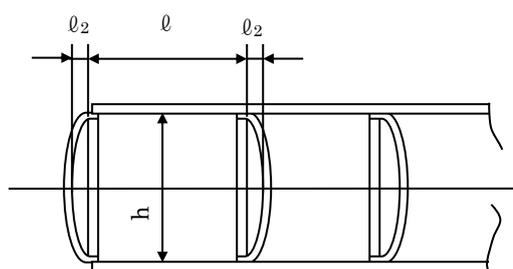
防波板は、タンク室内の2個所以上にその移動方向と平行に、高さ又は間仕切板等から距離を異にして設けること。

#### エ 面積計算

タンク室の移動方向に対する垂直最大断面積は、タンク室の形状に応じ、下記の計算式により算出すること。

なお、下記の形状以外のタンク室の場合は、適当な近似値計算により断面積を算出すること

- (ア) 皿形鏡板と皿形間仕切板とで囲まれたタンク室で、両端が反対方向に張り出している場合



$$A = \left( l + \frac{l_1}{2} + \frac{l_2}{2} \right) \times h$$

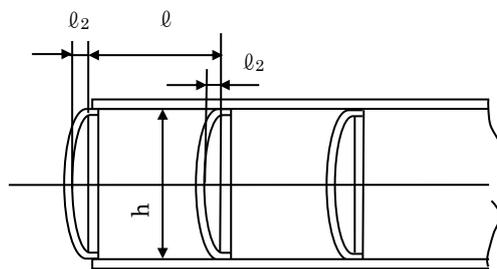
A : 垂直最大断面積

l : タンク室胴の直線部の長さ

l<sub>1</sub>及びl<sub>2</sub> : 鏡板及び間仕切板の張り出し寸法

h : タンク室の最大垂直寸法

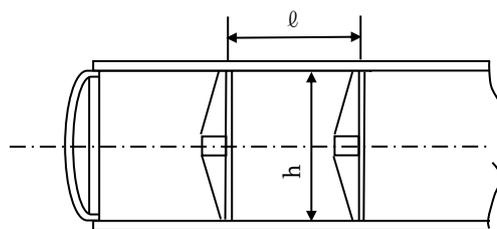
- (イ) 皿形鏡板と皿形間仕切板とで囲まれたタンク室で、両端が同一方向に張り出している場合



$$A = \left( l + \frac{l_1}{2} - \frac{l_2}{2} \right) \times h$$

A : 垂直最大断面積  
 l : タンク室胴の直線部の長さ  
 l<sub>1</sub>及びl<sub>2</sub> : 鏡板及び間仕切板の張り出し寸法  
 h : タンク室の最大垂直寸法

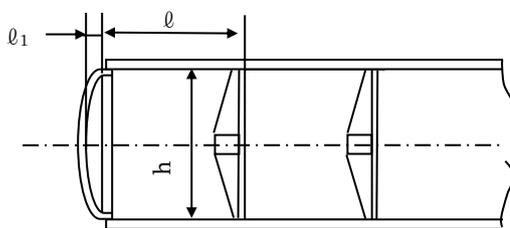
- (ウ) 平面状間仕切板で囲まれたタンク室の場合



$$A = l \times h$$

A : 垂直最大断面積  
 l : 間仕切板中心間寸法  
 h : タンク室の最大垂直寸法

- (エ) 皿形鏡板と平面状間仕切板とで囲まれたタンク室の場合



$$A = \left( l + \frac{l_1}{2} \right) \times h$$

A : 垂直最大断面積  
 l : タンク室胴の直線部の長さ  
 l<sub>1</sub> : 鏡板の張り出し寸法  
 h : タンク室の最大垂直寸法

## (5) マンホール及び注入口のふた（危令第15条第1項第5号関係）

マンホール及び注入口のふたの材質及び板厚は、危令第15条第1項第5号に定める厚さ3.2mm以上の鋼板の基準材質をSS400とし、これと同等以上の機械的性質を有する材料（SS400以外の金属板）で造る場合の厚さは、表2-5-1に掲げる材料にあつては当該表に示す必要最小値以上、それ以外の金属板にあつては下記の計算式により算出された数値（小数点第2位以下の数値は切り上げる。）以上で、かつ、2.8mm以上の厚さで造るものとする。

なお、表2-5-1に掲げる材料であっても、当該表に示す引張強さ及び伸びと異なる性状を示す材料を使用する場合（当該表に示す板厚の必要最小値を有していない金属板を使用するときに限る。）については、当該表に掲げる材料以外の金属板同様、下記の計算式により算出することにより、必要板厚を判断すること。

また、SS400及び表2-5-1に掲げるもの以外の材料並びに表2-5-1に示す引張強さ及び伸びと異なる性状を示す材料を使用する場合には、引張強さ、伸び等を鋼材検査証明書等により確認すること。（表2-5-1に示す引張強さ及び伸びと異なる性状を示す材料については、当該表に示す板厚の必要最小値を有していない金属板を使用するときに限る。）

$$t = \sqrt[3]{\frac{400 \times 21}{\sigma \times A}} \times 3.2$$

t：使用する金属板の厚さ（mm）

σ：使用する金属板の引張強さ（N/mm<sup>2</sup>）

A：使用する金属板の伸び（%）

表2-5-1 SS400以外の金属板を用いる場合の板厚の必要最小値

材質名	JIS記号	引張強さ (N/mm <sup>2</sup> )	伸び (%)	計算値 (mm)	板厚の必要 最小値 (mm)
ステンレス 鋼板	SUS 304	520	40	2.37	2.8
	SUS 304L	480	40	2.43	2.8
	SUS 316	520	40	2.37	2.8
	SUS 316L	480	40	2.43	2.8
アルミニウム 合金板	A5052P-H34	235	6	5.81	5.9
	A5083P-H32	305	10	4.49	4.5
	A5083P-0	275	14	4.16	4.2
	A5083P-H112	275	10	4.65	4.7
	A5052P-0	175	19	4.36	4.4

アルミニウム板	A1080P-H24	85	6	8.14	8.2
溶接構造用 圧延鋼材	SM490A	490	22	2.95	3.0
	SM490B	490	22	2.95	3.0
高耐候性 圧延鋼材	SPA-H	490	22	2.95	3.0

※「引張強さ」及び「伸び」は、日本産業規格で規定されている最低値を採用しているため、上記の板厚が確保できていないことが直ちに基準違反になるとは限らない。

(6) 可燃性蒸気回収設備（危令第15条第1項第6号関係）

移動貯蔵タンクに可燃性蒸気回収設備を設ける場合は、次によること。

ア 移動貯蔵タンクに可燃性蒸気を回収するための回収口を設け、当該回収口に可燃性蒸気を回収するためのホース（以下「回収ホース」という。）を直接結合する方式の可燃性蒸気回収設備にあつては、次により設けること。

(ア) 回収口は、移動貯蔵タンクの頂部に設けること。

(イ) 回収口には、回収ホースを結合するための装置（以下「ホース結合装置」という。）を設けること。

(ウ) ホース結合装置には、回収ホースを緊結した場合に限り開放する弁（鋼製その他の金属製のものに限る。◆）を設けるか、これと同等以上の安全性があると認められる構造のものを設けること。

なお、当該「同等以上の安全性があると認められる構造のもの」とは、ホース結合装置の近傍に手動弁を設置し、その弁の開閉状況が目視で容易に確認できる構造等をいうものとする。

この時、当該手動弁は2か所以上設置し、バルブ閉め忘れ防止対策として警告灯又は開閉札等を設置するよう指導すること。◆

(エ) ホース結合装置の回収ホース接続口には、ふたを設けること。

(オ) ホース結合装置の構造は、可燃性蒸気が漏れないものであること。

(カ) ホース結合装置は、真ちゅうその他摩擦等によって火花を発生し難い材料で造られていること。◆

(キ) ホース結合装置の最上部と防護枠の頂部との間隔は、50mm以上であること。

イ 移動貯蔵タンクのタンク室ごとに設けられる回収口の2以上に接続する配管（以下「集合配管」という。）を設け、当該配管に回収ホースを結合する方式の可燃性蒸気回収設備にあつては、次によること。

(ア) 回収口の位置は、ア(ア)の例によるものであること。

- (イ) 回収口には、それぞれ開閉弁（以下「蒸気回収弁」という。）を設けること。この場合において、蒸気回収弁は、不活性気体を封入するタンク等に設けるものを除き、底弁の開閉と連動して開閉するものとする。
  - (ウ) 蒸気回収弁と集合配管の接続は、フランジ継手、緩衝継手等により行うこと。
  - (エ) 集合配管の先端には、ホース結合装置を設けること。
  - (オ) ホース結合装置は、ア(イ)から(カ)までの例によるものであること。
  - (カ) 可燃性蒸気回収設備に設ける弁類及び集合配管は、可燃性蒸気が漏れないものであること。
  - (キ) 可燃性蒸気回収設備に設ける弁類及び集合配管は、鋼製その他の金属製のものとする。◆  
ただし、緩衝継手にあつては、この限りでない。
  - (ク) 可燃性蒸気回収設備に設ける弁類及び集合配管の最上部と防護枠の頂部との間隔は、50mm以上であること。
- (7) 側面枠（危令第15条第1項第7号、危則第24条の3第1号関係）
- 側面枠については、次のとおりであること。
- ア 側面枠を設けないことができる移動貯蔵タンク
- マンホール、注入口、安全装置等がタンク内に陥没しているタンクには、側面枠を設けないことができる。
- イ 側面枠の構造
- 側面枠の形状は、鋼板その他の金属板による箱形（以下「箱形」という。）又は形鋼による枠形（以下「枠形」という。）とすること。◆
- なお、容量が10kL以上で、かつ、移動方向に直角の断面形状が円以外の移動貯蔵タンクに設ける側面枠にあつては、箱形のものとする。◆
- (ア) 箱形の側面枠の構造は、次によること。
- a 箱形の側面枠は、厚さ3.2mm以上のSS400で造ること。SS400以外のこれと同等以上の機械的性質を有する材料（SS400以外の金属板）で造る場合の厚さは、表2-7-1に掲げる材料にあつては当該表に掲げる必要最小値以上、それ以外の金属板にあつては下記の計算式により算出された数値（小数点第2位以下の数値は切り上げる。）以上で、かつ、2.8mm以上の厚さで造るものとする。
- なお、表2-7-1に掲げる材料であっても、当該表に示す引張強さと異なる強度を示す材料を使用する場合（当該表に示す板厚の必要最小値を有していない金属板を使用するときに限る。）については、当該表に掲げる材料以外の金属板同様、下記の計算式により算出することにより、必要板厚を判断すること。

また、SS400及び表2-7-1に掲げるもの以外の材料並びに表2-7-1に示す引張強さと異なる強度を示す材料を使用する場合には、引張強さ等を鋼材検査証明書等により確認すること。（表2-7-1に示す引張強さと異なる強度を示す材料については、当該表に示す板厚の必要最小値を有していない金属板を使用するときに限る。）

$$t = \sqrt{\frac{400}{\sigma}} \times 3.2$$

t : 使用する金属板の厚さ (mm)

σ : 使用する金属板の引張強さ (N/mm<sup>2</sup>)

表2-7-1 SS400以外の金属板を用いる場合の板厚の必要最小値

材質名	JIS記号	引張強さ (N/mm <sup>2</sup> )	計算値 (mm)	板厚の必要 最小値 (mm)
ステンレス鋼 板	SUS 304	520	2.81	2.9
	SUS 316	520	2.81	2.9
	SUS 304L	480	2.93	3.0
	SUS 316L	480	2.93	3.0
アルミニウム 合金板	A5052P-H34	235	4.18	4.2
	A5083P-H32	305	3.67	3.7
	A5083P-0	275	3.86	3.9
	A5083P-H112	285	3.80	3.8

※「引張強さ」は、日本産業規格で規定されている最低値を採用しているため、上記の板厚が確保できていないことが直ちに基準違反になるとは限らない。

b 側面枠の頂部の幅は、表2-7-2によること。

表2-7-2 側面枠の頂部の幅

移動貯蔵タンクの最大容量	側面枠の頂部の幅 (mm)
20kLを超える	350以上
10kL以上20kL以下	250以上
5kL以上10kL未満	200以上
5kL未満	150以上

(イ) 形鋼による枠形の側面枠の構造は、次によること。

a 形鋼による枠形の側面枠の寸法及び板厚は、表 2-7-3 に掲げる移動貯蔵タンクの最大容量の区分に応じた材質及びJIS記号欄に掲げる金属板に応じて当該表に示す必要最小値以上のものとし、それ以外の金属板を用いる場合にあつては、下記の計算式により算出された数値（小数点第 2 位以下の数値は切り上げる。）以上の厚さで造るものとする。

なお、表 2-7-3 に掲げる材料であっても、当該表に示す引張強さと異なる強度を示す材料を使用する場合（当該表に示す板厚の必要最小値を有していない金属板を使用するときに限る。）については、当該表に掲げる材料以外の金属板同様、下記の計算式により算出することにより、必要板厚を判断すること。

また、SS400及び表 2-7-3 に掲げるもの以外の材料並びに表 2-7-3 に示す引張強さと異なる強度を示す材料を使用する場合には、引張強さ等を鋼材検査証明書等により確認すること。（表 2-7-3 に示す引張強さと異なる強度を示す材料については、当該表に示す板厚の必要最小値を有していない金属板を使用するときに限る。）

$$t_0 = \frac{400}{\sigma} \times t$$

$t_0$  : 使用する材料の板厚 (mm)  
 $t$  : 一般構造用圧延鋼材 SS400 の場合の板厚 (mm)  
 $\sigma$  : 使用する材料の引張強さ (N/mm<sup>2</sup>)

表 2-7-3 枠形の側面枠の形鋼の寸法及び板厚の必要最小値

材質名	JIS記号	引張強さ (N/mm <sup>2</sup> )	側面枠の寸法及び板厚 a × b × t (mm)		
			移動貯蔵タンクの最大容量		
			10kL以上	5kL以上10kL 未満	5kL未満
一般構造用 圧延鋼板	SS400	400	100×50× 6.0	100×50× 4.5	90×40× 3.2
	ステンレス 鋼板		SUS 304	520	100×50× 4.7
	SUS 316				
アルミニウ ム合金板	A5052P-H34	235	100×50× 10.3	100×50× 7.7	90×40× 5.5
	A5083P-H32		305	100×50× 7.9	100×50× 6.0



※「引張強さ」は、日本産業規格で規定されている最低値を採用しているため、上記の板厚が確保できていないことが直ちに基準違反になるとは限らない。

b 枠形の側面枠の隅部及び接合部には、次により隅部補強板及び接合部補強板を設けること。

(a) 隅部補強板（図2-7-1のA部）及び接合部補強板（図2-7-1のB部）は、厚さ3.2mm以上のSS400又は表2-7-1に掲げる金属板の区分に応じた必要最小値以上の金属板とすること。それ以外の金属板にあつては、下記の計算式により算出された数値（小数点第2位以下の数値は切り上げる。）以上で、かつ、2.8mm以上のものとすること。

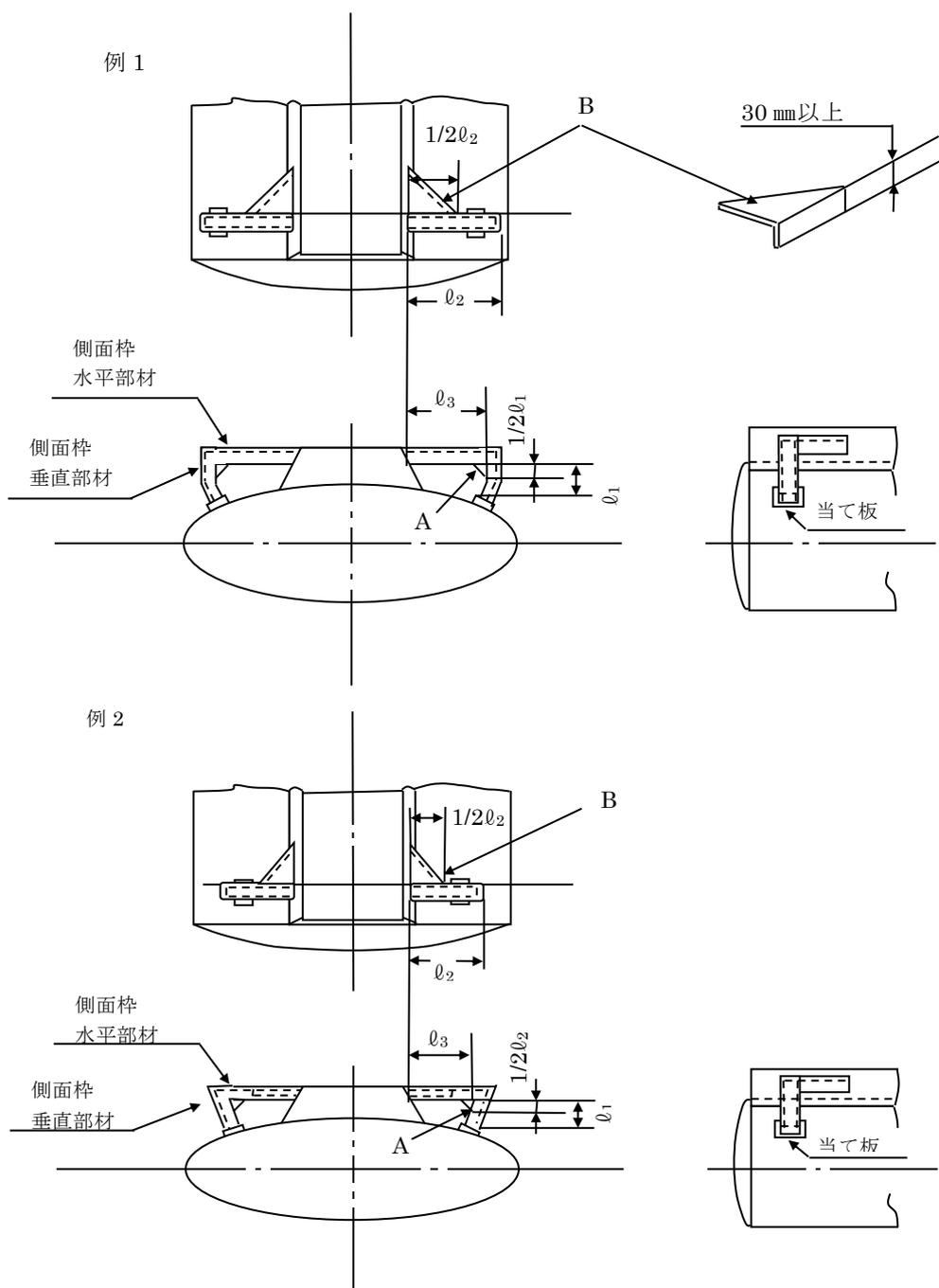
なお、表2-7-1に掲げる材料であっても、当該表に示す引張強さと異なる強度を示す材料を使用する場合（当該表に示す板厚の必要最小値を有していない金属板を使用するときに限る。）については、当該表に掲げる材料以外の金属板同様、下記の計算式により算出することにより、必要板厚を判断すること。

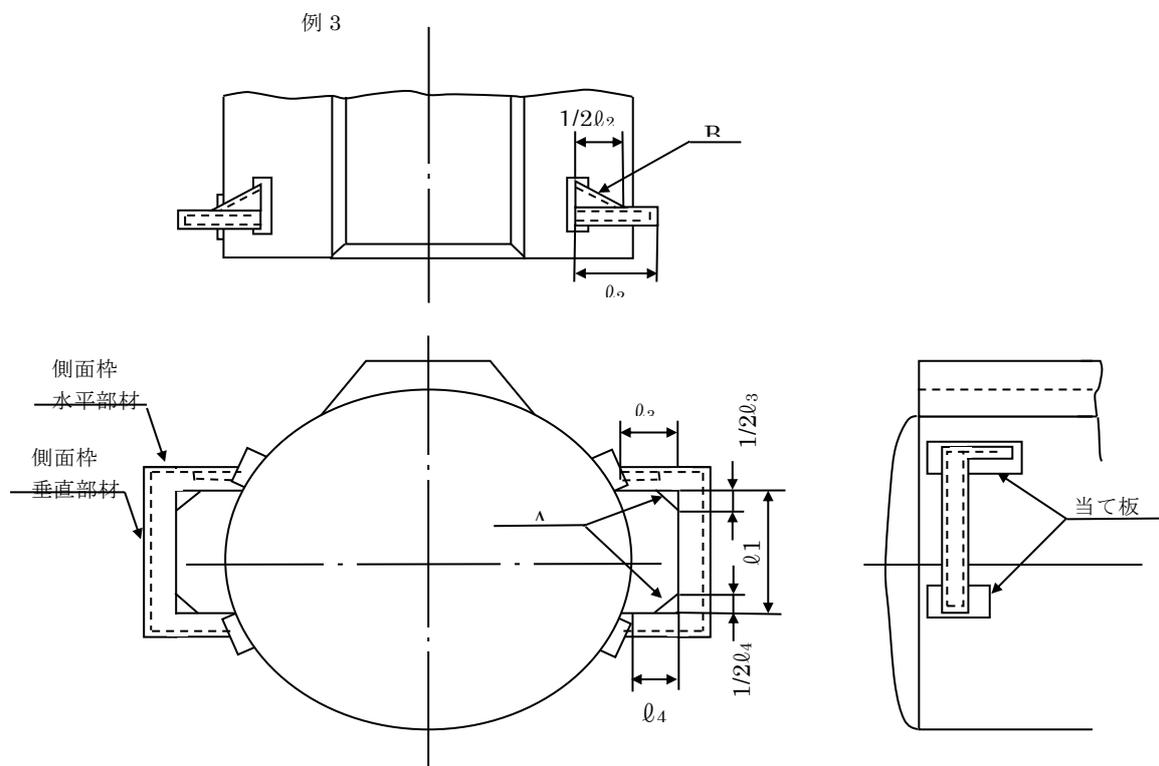
また、SS400及び表2-7-1に掲げるもの以外の材料並びに表2-7-1に示す引張強さと異なる強度を示す材料を使用する場合には、引張強さ等を鋼材検査証明書等により確認すること。（表2-7-1に示す引張強さと異なる強度を示す材料については、当該表に示す板厚の必要最小値を有していない金属板を使用するときに限る。）

$$t = \sqrt{\frac{400}{\sigma}} \times 3.2$$

t : 使用する金属板の厚さ (mm)  
σ : 使用する金属板の引張強さ (N/mm<sup>2</sup>)

- (b) 隅部補強板の大きさは、側面枠の水平部材及び垂直部材のうちいずれか短い方の部材の内側寸法2分の1以上の長さを対辺としたものとすること。
- (c) 接合部補強板の大きさは、側面枠の水平部材の外側寸法の2分の1以上の長さを対辺としたものとすること。
- (d) 接合部補強板の斜辺部分は、30mm以上折り曲げること。





- (注)  $\varnothing_1$  : 垂直部材内側寸法  
 $\varnothing_2$  : 水平部材外側寸法  
 $\varnothing_3$ 、 $\varnothing_4$  : 水平部材内側寸法

図 2 - 7 - 1 枠形の側面の構造

(ウ) 危則第24条の3第1号ニに定める側面枠のタンクの損傷を防止するための当て板は、タンクに溶接により取り付けるとともに、次の材料とすること。

a 当て板は、厚さ3.2mm以上のSS400とすること。また、これと同等以上の機械的性質を有する材料（SS400以外の金属板）で造る場合は、表 2 - 7 - 1 に掲げる必要最小値以上の厚さとし、それら以外の金属板にあつては、下記の計算式により算出された数値（小数点第 2 位以下の数値は切り上げる。）以上で、かつ2.8mm以上のものとする。

$$t = \sqrt{\frac{400}{\sigma}} \times 3.2$$

t : 使用する金属板の厚さ (mm)

$\sigma$  : 使用する金属板の引張強さ (N/mm<sup>2</sup>)

- b 当て板は、側面枠の取り付け部分から20mm以上張り出すものであり、箱形の側面枠に設ける当て板にあつては図2-7-2に、枠形の側面枠に設ける当て板にあつては図2-7-3に示すように当て板を取り付けるものとする。

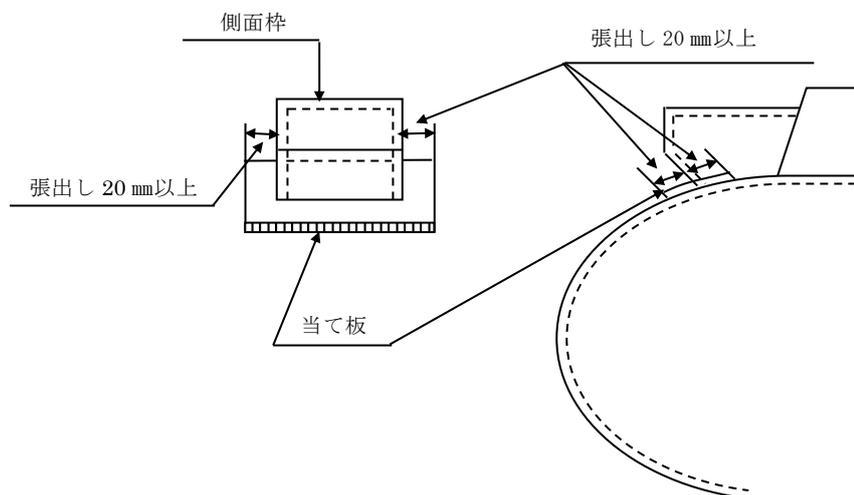


図2-7-2 箱形の側面枠に設ける当て板の取付方法

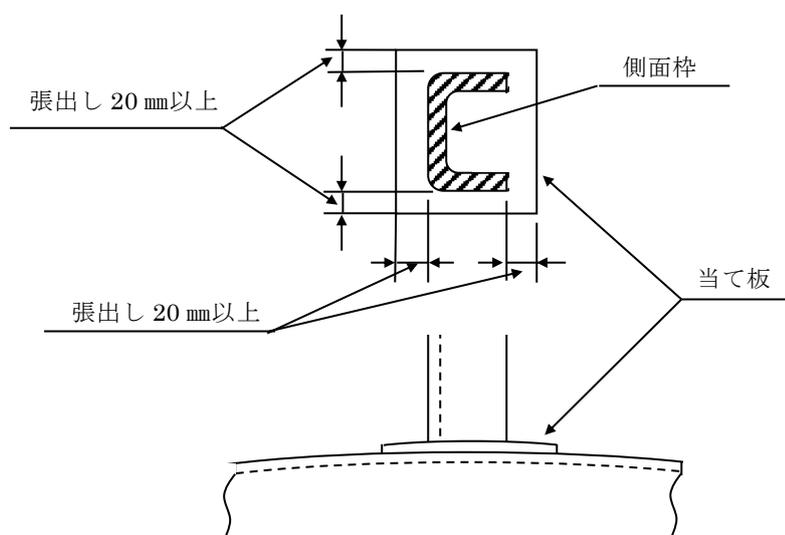


図2-7-3 枠形の側面枠に設ける当て板の取付方法

ウ 側面枠の取付方法

- (ア) 単一車形式の側面枠の取付位置は、危則第24条の3第1号ハに定める移動貯蔵タンクの前端及び後端から水平距離で1 m以内とされているが、当て板を除く側面枠全体が1 m以内で、かつ、図2-7-4に示すように移動貯蔵タンクの胴長の1/4の距離以内とすること。◆

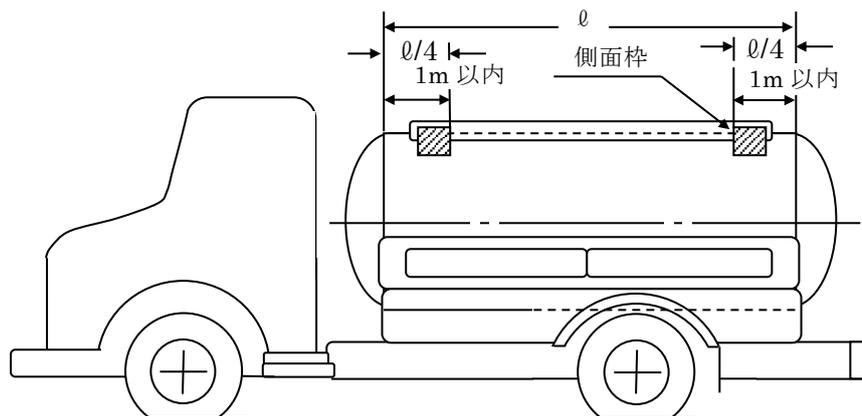


図2-7-4 単一車形式の移動タンク貯蔵所の側面枠の取付位置

- (イ) 被けん引車形式の側面枠の取付位置は、危則第24条の3第1号ハの規定により(ア)の1 mを超えた位置に設けることができるとされているが、図2-7-5に示すように移動貯蔵タンクの前端及び後端から当て板を除く側面枠全体が移動貯蔵タンクの胴長の1/3の水平距離以内とすること。◆

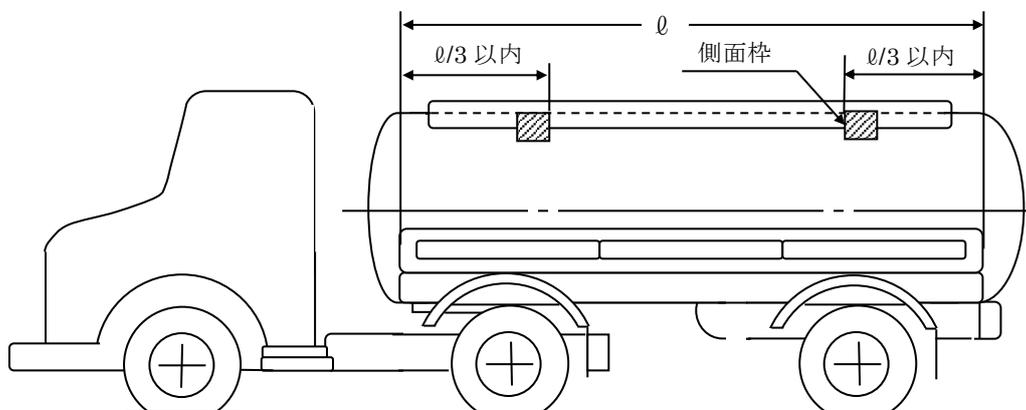


図2-7-5 被けん引車形式の移動タンク貯蔵所の側面枠の取付位置

- (ウ) 側面枠は、危則第24条の3第1号イに定める移動タンク貯蔵所の後部立面図において、当該側面枠の最外側と当該移動タンク貯蔵所の最外側とを結ぶ直線（以下「最外側線」という。）と地盤面とのなす角度（以下「接地角度」という。）は図2-7-6示す $\beta$ をいい、貯蔵最大数量の危険物を貯蔵した状態における当該移動タンク貯蔵所の重心点（図2-7-6にGで示す。以下「貯蔵時重心点」という。）と当該側面枠の最外側とを結ぶ直線と貯蔵重心点から最外側線におろした垂線とのなす角度（以下「取付角度」という。）は図2-7-6に示す $\alpha$ をいうものである。この場合の最外側線、貯蔵時重心は、次により決定すること。

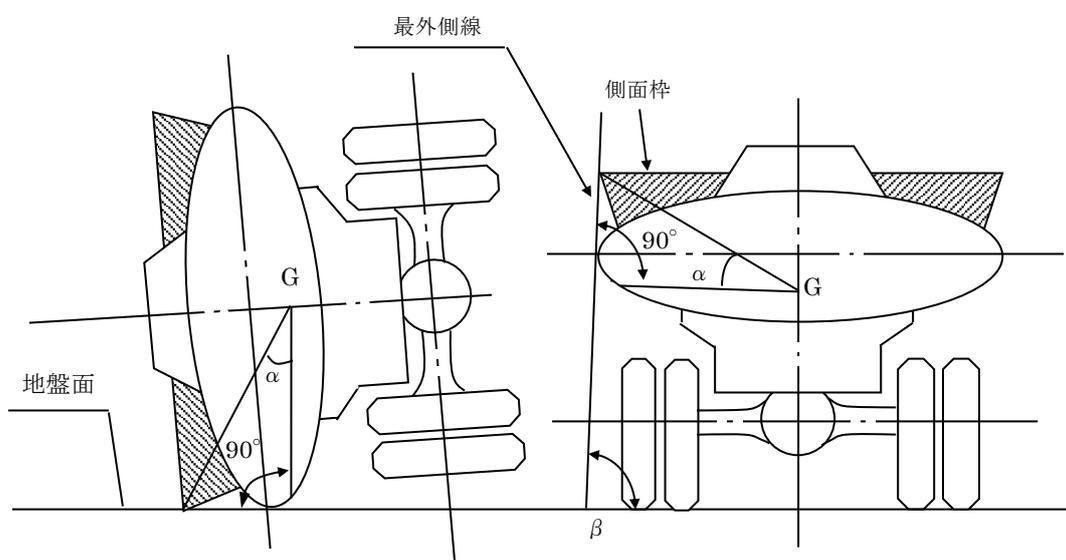
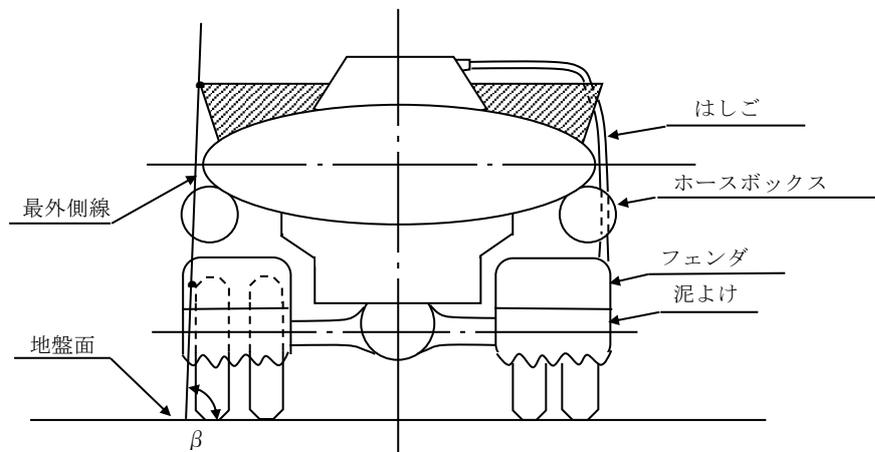


図2-7-6 接地角度及び取付角度

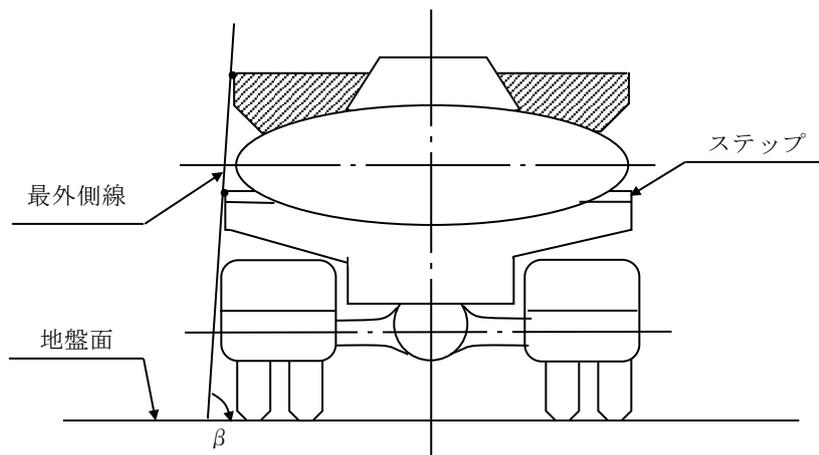
- a 最外側線は、図2-7-7に示すように側面枠とタンク本体、タイヤ又はステップを結ぶ線のうち最も外側となるものとする。

なお、フェンダ、取り外し可能なホースボックス、はしご等容易に変形する部分が最外側線の外側にある場合であっても、これらと側面枠を結ぶ線を移動タンク貯蔵所の最外側線としないこと。

① 側面枠頂点とタイヤ側面とを結ぶ線を最外側線とする移動タンク貯蔵所



② 側面枠頂点とステップ頂点とを結ぶ線を最外側線とする移動タンク貯蔵所



③ 側面枠頂点とタンク側面とを結ぶ線を最外側線とする移動タンク貯蔵所

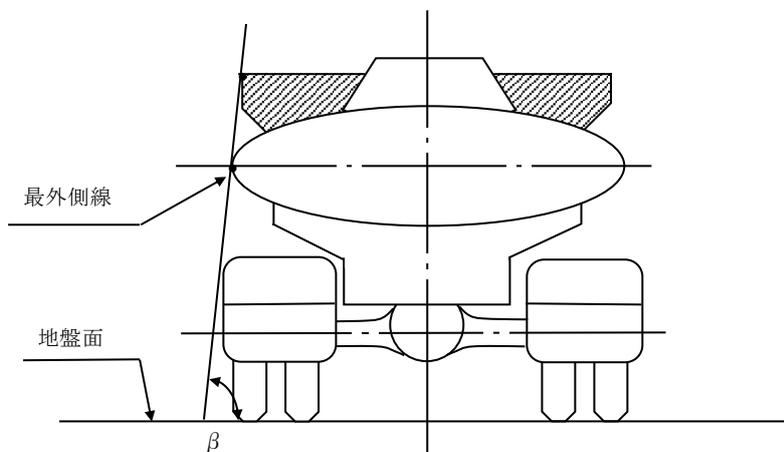


図 2-7-7 最外側線の決定方法

- b 貯蔵時重心点の位置は、次式により算出すること。ただし、被けん引車形式の場合の空車の車両重量は、けん引車を含んだ重量とする。

$$H = \frac{W_1 \times H_1 \times W_2 \times H_2}{W_1 + W_2}$$

$H_1$  : 次の式により求めた空車時重心高 (mm)

$$H_1 = \frac{\Sigma(w_i \times h_i)}{W_1}$$

$w_i$  : 車両各部の部分重量 (kg)

$h_i$  :  $w_i$ 重量部分の重心の地盤面からの高さ (mm)

$H_2$  : 貯蔵物重心高 (mm) (空車時におけるタンク本体の重心の地盤面からの高さと同じ。)

$W_1$  : 空車時の車両重量 (kg)

$W_2$  : 貯蔵物重量 (kg)

$W^2$ の算出に当たっての貯蔵物の比重は、比重証明書等による比重とすること。ただし、次の危険物については比重証明書等によらず、次の数値によることができる。

ガソリン0.75

灯油0.80

軽油0.85

重油0.93

潤滑油0.95

アルコール0.80

- (エ) 側面枠の取付けは、原則溶接によること。ただし、保温又は保冷のために断熱材を被覆する移動タンク貯蔵所等に補強部材（移動貯蔵タンクに溶接により取り付けること。）を設け、これにボルトにより固定する場合等にあつては、この限りでない。
- (オ) 保温又は保冷をする移動貯蔵タンクで、その表面を断熱材で被覆するものの取付けは、次によること。（当該方法に限定するものではないが、当該方法以外の方法で取り付ける場合は、当該方法と同等以上の強度を有し、タンクに影響のない方法で行うこと。）
- a 断熱材が、(2)アに定める鋼板等で被覆されている場合は、側面枠を直接当該被覆板に取り付けることができること。
- b 断熱材が a 以外のもので被覆される場合にあつては、次のいずれかの方法に

よること。

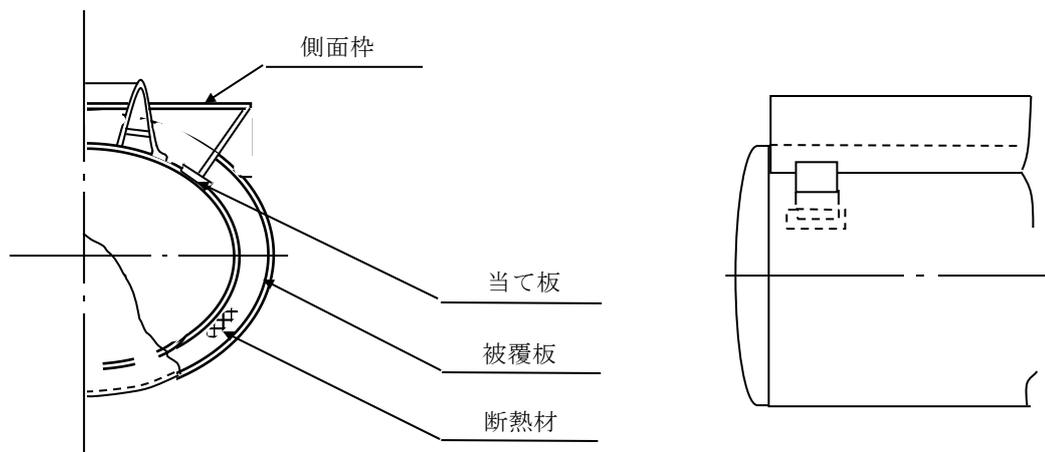


図 2-7-8 タンク胴部に直接取り付ける側面枠の方法

- (a) 移動貯蔵タンクの胴板に直接側面枠を取り付ける場合は、図 2-7-8 に示す方法によること。
- (b) 移動貯蔵タンクの胴板に直接側面枠を取り付けない場合は、移動貯蔵タンクにイ(ウ)による当て板を設け、当て板に次の A に示す補強部材を溶接接合し、補強部材に溶接接合した次の B に示す取付座に側面枠を溶接又は次の C に示すボルトによりボルト締め接合すること。

なお、取付座と側面枠を溶接接合する場合は、図 2-7-9 に示す方法により、ボルト締め接合による場合は、図 2-7-10 に示す方法により取り付けること。

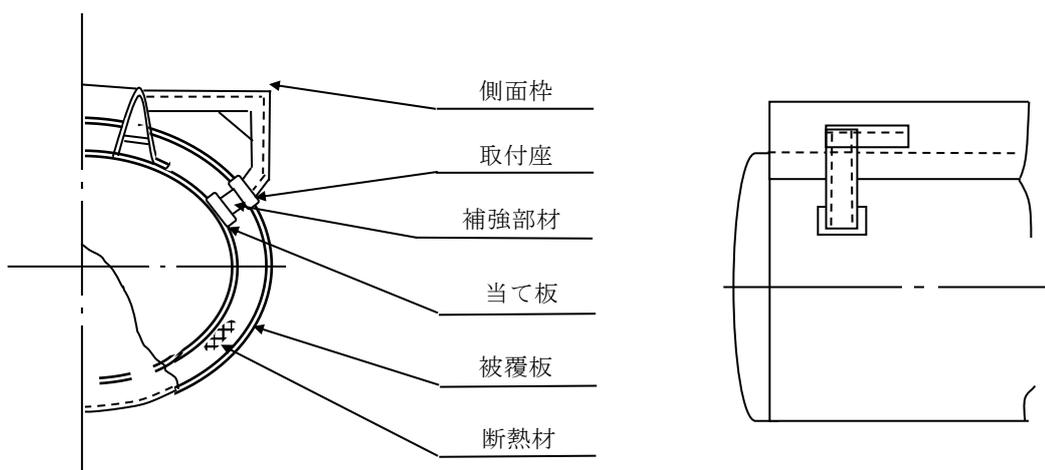
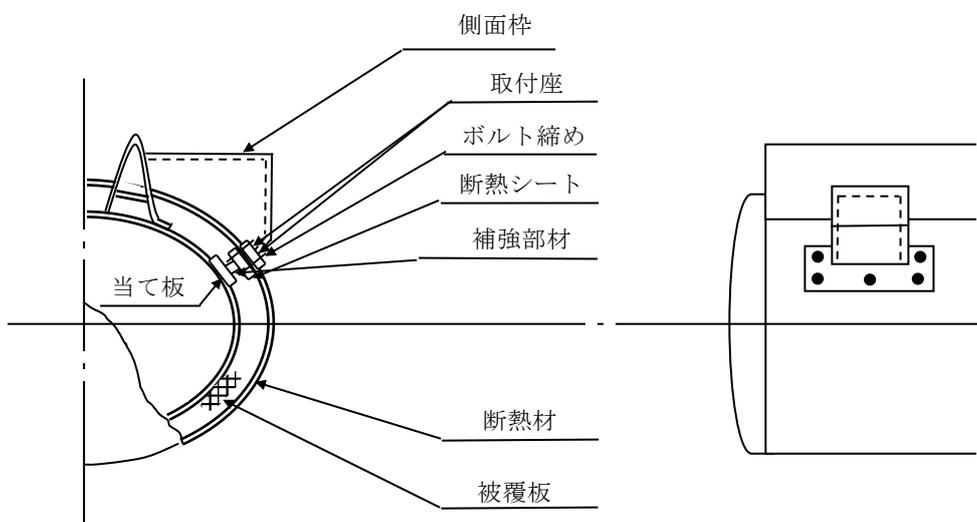


図 2-7-9 被覆板の下部に補強部材を設け、側面枠と補強部材を溶接接合する場合の取付方法

① 箱形の側面枠の場合



② 枠形の側面枠の場合

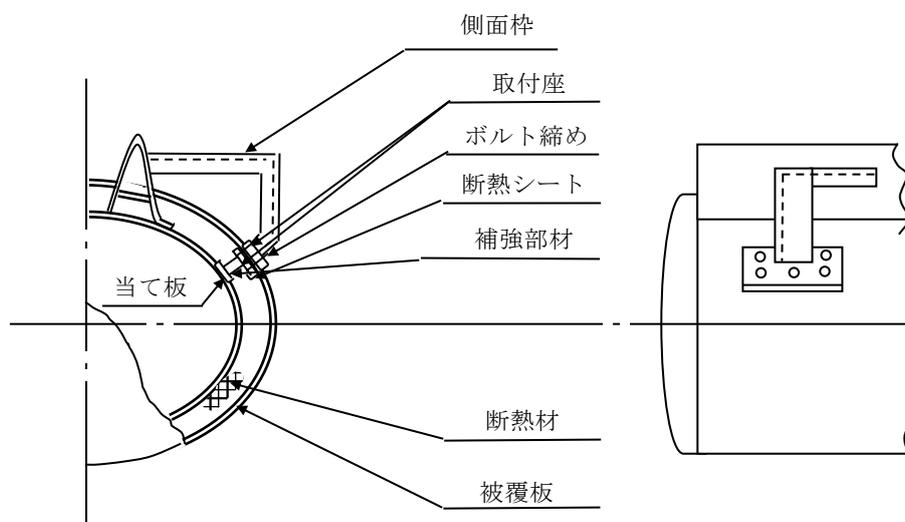


図 2-7-10 外板の下部に補強部材を設け、側面枠と補強部材をボルト締めにより接合する場合の取付方法

A 補強部材

補強部材の寸法及び板厚は、イ(イ) a によること。

B 取付座

取付座の材質及び板厚は、イ(ウ) a によること。また、取付座の大きさ

は、図 2-7-11 に示すように、補強部材の取付け部分から 20mm 以上張り出すものとともに、取付座と側面枠の取付けをイ(ウ) b の当ての取付方法に準じて行うものとする。

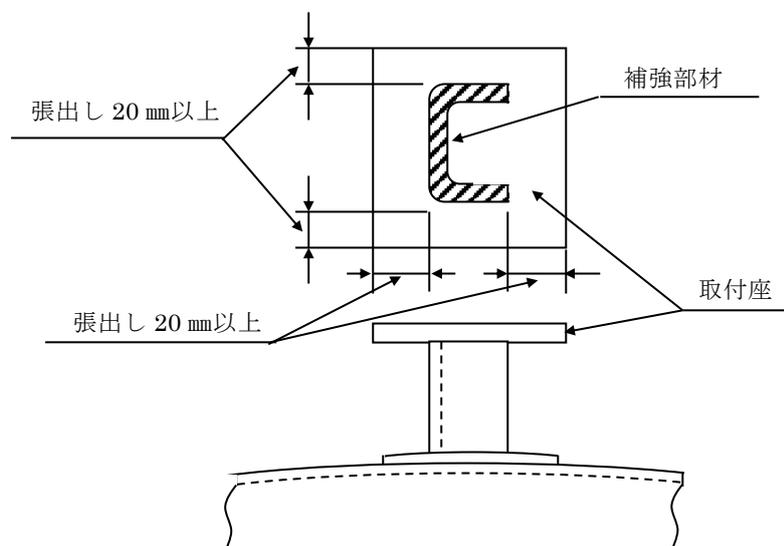
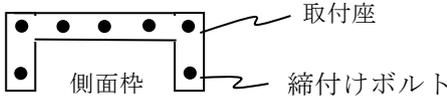
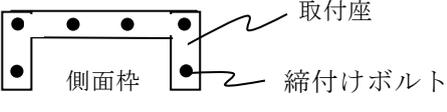
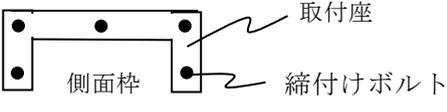


図 2-7-11 補強部材の取付座の大きさ

### C 締付けボルト

- a 締付けボルトは、六角ボルト（JIS B 1180）の M12 以上のものを使用すること。
- b 締付けボルトの材質は、一般構造用圧延鋼材 SS400 又はステンレス鋼材 SUS304 とすること。
- c 締付けボルトの本数は、次によること。
  - (a) 箱形の側面枠の場合は、当該側面枠取付部 1 箇所につき、表 2-7-4 に定める移動貯蔵タンクの容量の区分に応じた本数以上の本数とし、配列は配列の欄に示すように 1 のボルトに応力が集中しない配列とすること。

表 2-7-4 締付けボルトの数

移動貯蔵タンクの最大容量	締付けボルト本数	締付けボルトの配列
10kL以上	7	
5 kL以上 10kL以上	6	
5 kL未満	5	

(b) 枠形の側面枠の場合は、当該側面枠取付部 1 箇所につき 5 本以上とすること。この場合の締付けボルトの配列は図 2-7-12 に示すように 1 のボルトに応力が集中しないように配列すること。

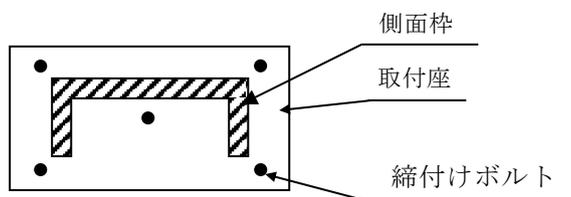


図 2-7-12 1 の締付けボルトに応力集中が発生しない締付け配列方法

(8) 防護枠（危令第15条第1項第7号、危則第24条の3第2号関係）

附属設備（マンホール（ふたを含む。））、注入口（ふたを含む。））、計量口（ふたを含む。））、安全装置、底弁操作ハンドル、不燃性ガス封入配管（弁、継手、計器等を含む。））、積おろし用配管（弁、継手、計器等を含む。））、可燃性蒸気回収設備（弁、緩衝継手、接手、配管等を含む。））等タンク上部に設けられている装置をいう。）が、図 2-8-1 に示すように、タンク内に 50mm 以上陥没しているものには、防護枠を設けないことができるものであること。

それ以外の移動貯蔵タンクに設ける危令第15条第1項第7号に定める防護枠は、次

によること。

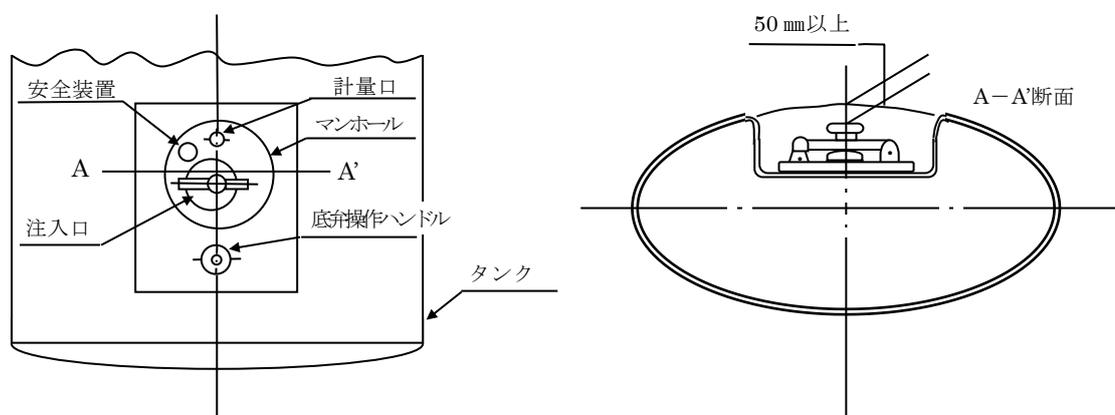


図 2-8-1 防護柵を設けないことができる附属装置が陥没しているタンクの構造

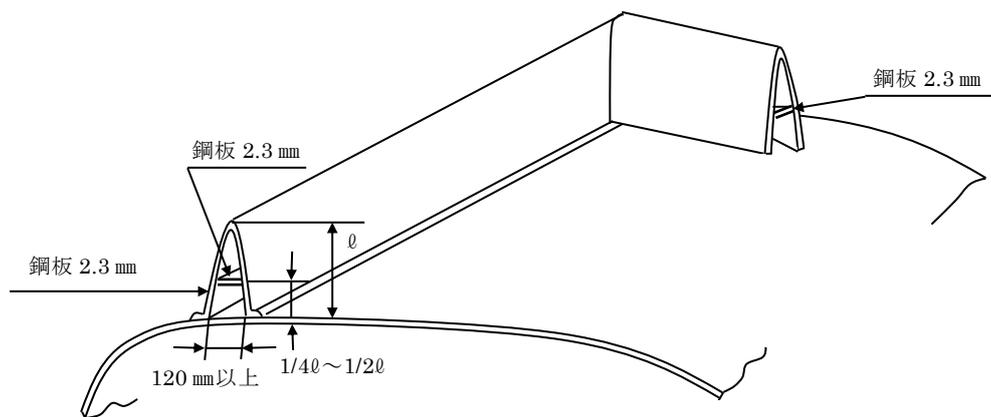
#### ア 防護柵の構造

防護柵は、図 2-8-2 ①に示す形態の鋼板で四方を図 2-8-3 に示す通し板補強を行った底部の幅が120mm以上の山形としたもの（以下「四方山形」という。）とすること。

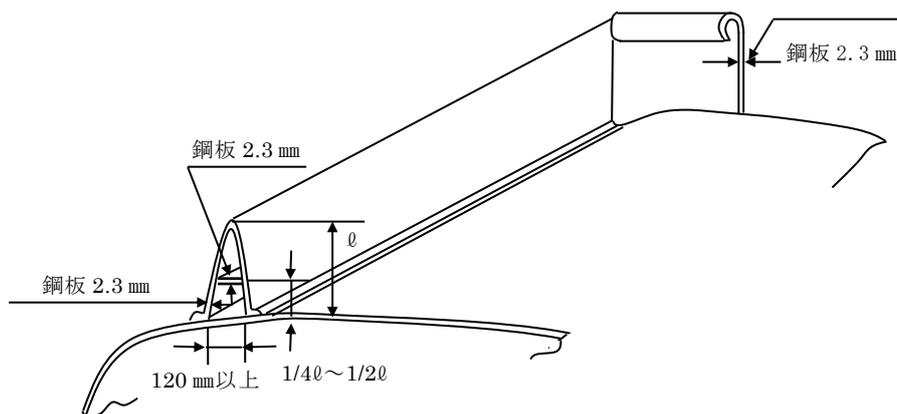
ただし、移動貯蔵タンクの移動方向に平行に設ける柵の長さが、移動貯蔵タンクの長さの $2/3$ 以上の長さとなるものにあつては、移動貯蔵タンクの移動方向に平行に設ける柵の部分を通し板補強を行った底部の幅が120mm以上の山形とすることができる。

なお、最大容量が20kL以下の移動貯蔵タンクは、前後部を図 2-8-2 の②から⑤に示す上部折り曲げ形構造又はパイプ溶接構造と、最大容量が20kLを超える移動貯蔵タンクは、図 2-8-2 中④又は⑤に示す前部を上部の折り曲げ又はパイプを50mm以上とした上部折り曲げ形構造又はパイプ溶接構造とし、後部を前部の構造若しくは②及び③に示す構造としたもの（以下「二方山形」という。）とすることができる。

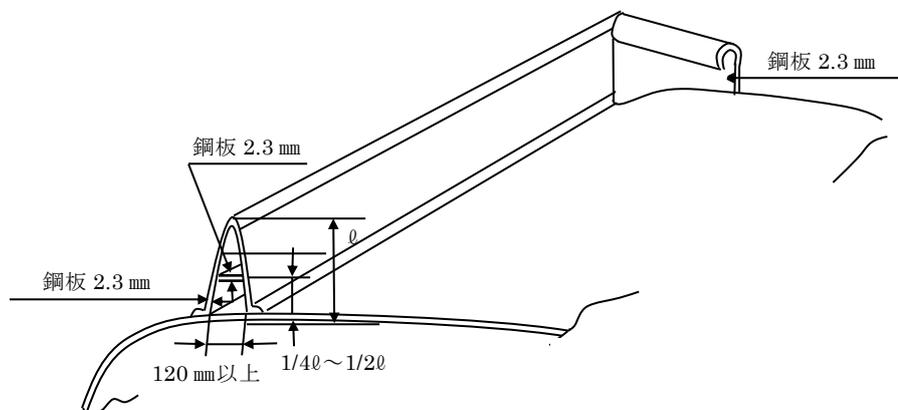
① 四方山形のもの



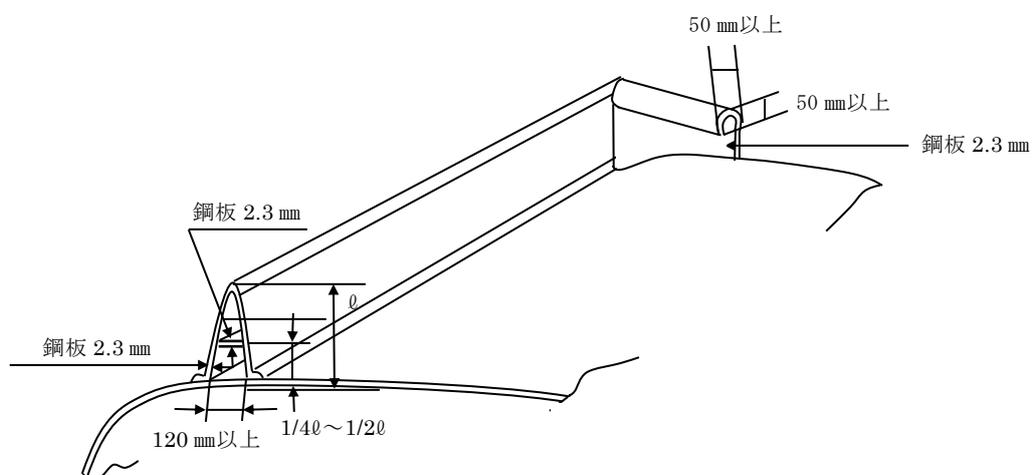
② 二方山形（山形部分一枚造り）のもの



③ 二方山形（山形部分接ぎ合わせ造り）のもの



④ 二方山形（山形部分一枚造り）のもの



⑤ 二方山形（山形部分一接ぎ合わせ造り）のもの

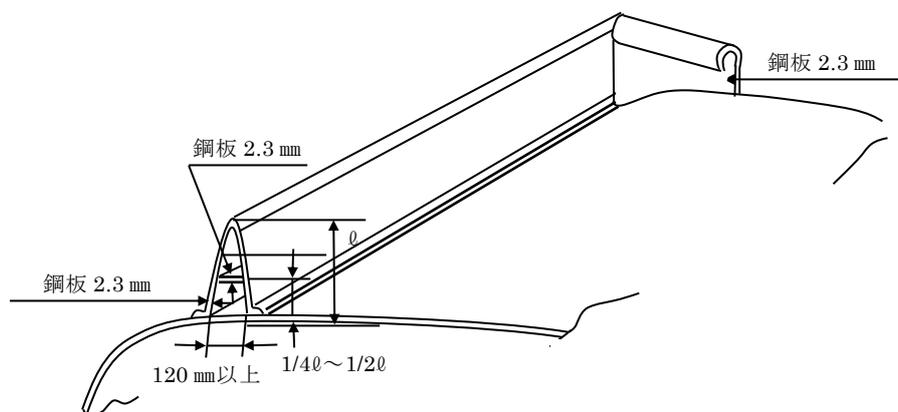


図 2 - 8 - 2 防護枠の構造

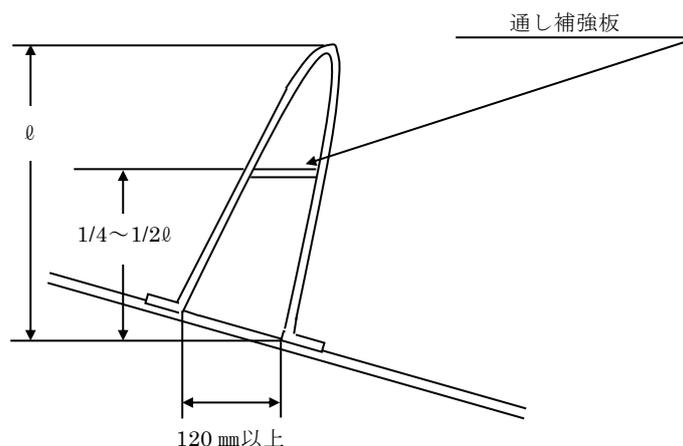


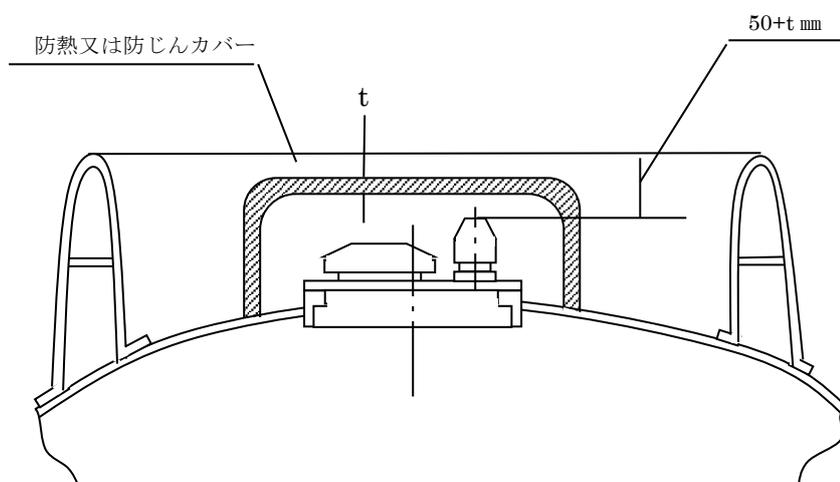
図 2-8-3 防護柵の通し板補強構造

イ 防護柵の高さ

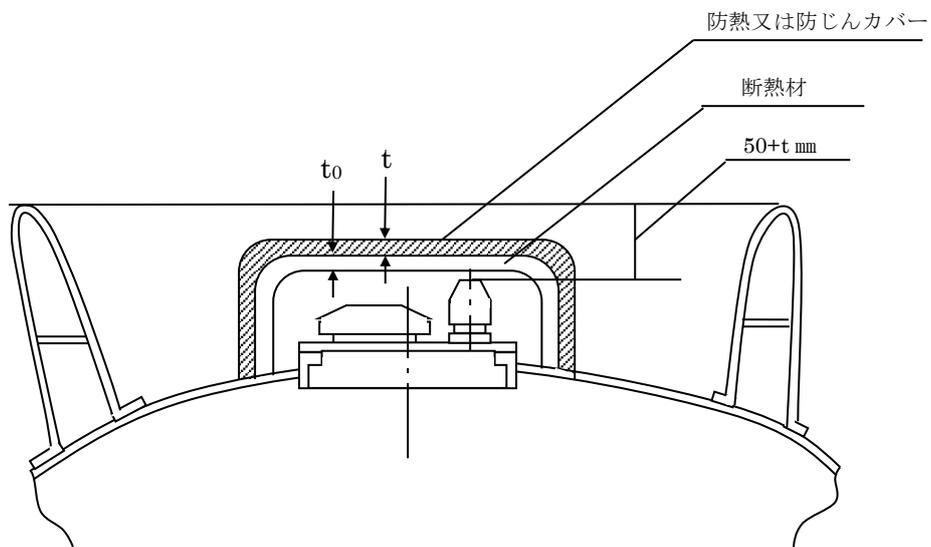
防護柵の高さは、その頂部が附属装置より50mm以上の間隔を必要とするが、附属装置を防熱又は防じんカバーで覆う移動貯蔵タンクにあっては、図2-8-4に示すように防熱又は防じんカバーの厚さ（防熱又は防じんカバーの内側にグラスウール等の容易に変形する断熱材を張り付けた構造のものである場合は、当該断熱材の厚さ（ $t_0$ ）を除く。）に50mmを加えた値以上とすること。

この場合、防熱又は防じんカバーの頂部は、防護柵の頂部を超えないものとする。

① 内側に断熱材が張り付けられていないもの



② 内側に断熱材が張り付けられているもの



③ 防熱又は防じんカバーの間に断熱材が張り付けられているもの

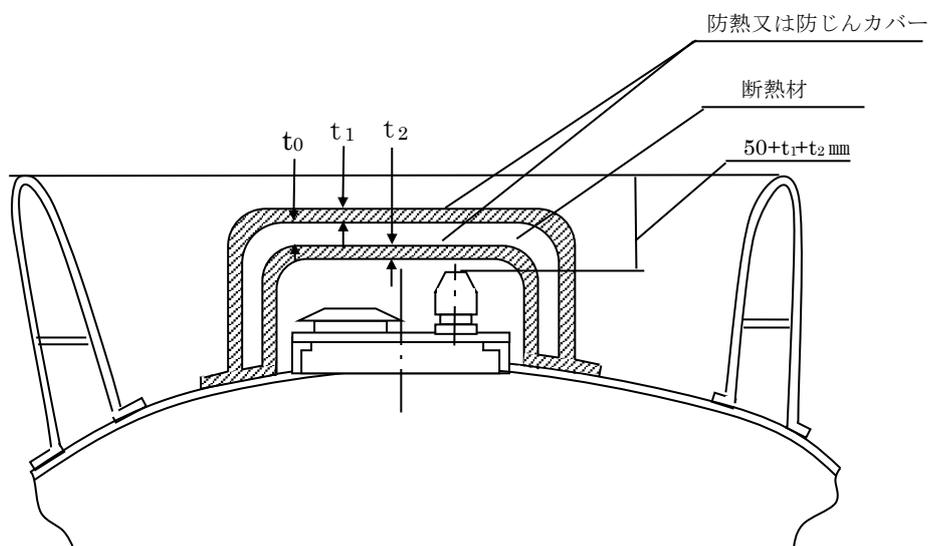


図 2-8-4 防熱又は防じんカバーを設ける移動貯蔵タンクの防護枠

## ウ 防護枠の材質及び板厚

防護枠の材質及び板厚については、厚さ2.3mm以上の鋼板の基準材質をSPHCとし、これと同等以上の機械的性質を有する材料（SPHC以外の金属板）で造る場合の厚さは、表2-8-1に掲げる金属板にあつては、金属板の区分に応じた最小必要値以上、それ以外の金属板にあつては、下記の計算式により算出された数値（小数点第2位以下の数値は切り上げる。）以上の厚さで造るものとする。

なお、表2-8-1に掲げる材料であっても、当該表に示す引張強さと異なる強度を示す材料を使用する場合（当該表に示す板厚の必要最小値を有していない金属板を使用するときに限る。）については、当該表に掲げる材料以外の金属板同様、下記の計算式により算出することにより、必要板厚を判断すること。

また、SPHC及び表2-8-1に掲げるもの以外の材料並びに表2-8-1に示す引張強さと異なる強度を示す材料を使用する場合には、引張強さ等を検査成績証明書等により確認すること。（表2-8-1に示す引張強さと異なる強度を示す材料については、当該表に示す板厚の必要最小値を有していない金属板を使用するときに限る。）

$$t = \sqrt{\frac{270}{\sigma}} \times 2.3$$

t : 使用する金属板の厚さ (mm)  
σ : 使用する金属板の引張強さ (N/mm<sup>2</sup>)

表2-8-1 SPHC以外の金属板を用いる場合の板厚の最小必要値

材質名	JIS記号	引張強さ (N/mm <sup>2</sup> )	計算値 (mm)	板厚の必要 最小値 (mm)
一般鋼材用 圧延鋼板	SS 400	400	1.88	1.9
冷間圧延鋼板	SPCC	270	2.30	2.3
ステンレス鋼 板	SUS 304	520	1.66	1.7
	SUS 316	520	1.66	1.7
	SUS 304L	480	1.73	1.8
	SUS 316L	480	1.73	1.8
アルミニウム 合金板	A5052P - H34	235	2.47	2.5
	A5083P - H32	310	2.15	2.2
	A5083P - 0	275	2.28	2.3
	A6063S - T6	206	2.64	2.7

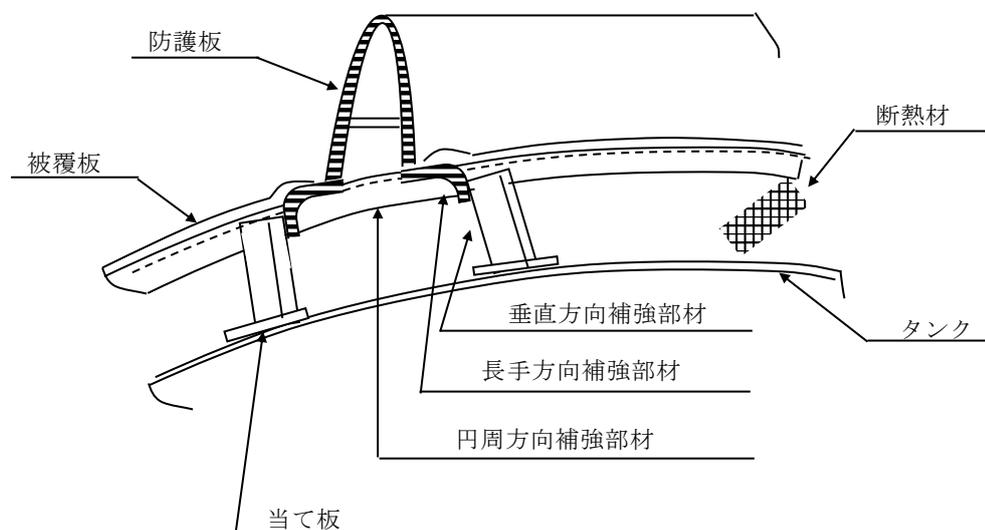
アルミニウム 板	A1080P - H24	85	4.10	4.1
-------------	--------------	----	------	-----

※「引張強さ」は、日本産業規格で規定されている最低値を採用しているため、上記の板厚が確保できていないことが直ちに基準違反になるとは限らない。

エ 防護枠の取付方法（当該方法に限定するものではないが、当該方法以外の方法で取り付ける場合は、当該方法と同等以上の強度を有し、タンクに影響のない方法で行うこと。）

- (ア) 防護枠は、マンホール等の附属装置が防護枠の内側になる位置に設けること。
  - (イ) 防護枠を押し出し成形以外の組立構造としたものの取付けは、溶接によるものとする。ただし、防護枠の通し板補強は、スポット溶接又は断続溶接によることができる。この場合において、各溶接部間の間隔は250mm以下とすること。
  - (ウ) 保温又は保冷を必要とする移動貯蔵タンクで、その表面を断熱材で被覆するものの防護枠の取付けは、次によること。
    - a 断熱材が(2)アの鋼板等の金属板で被覆されている場合は、防護枠を直接当該被覆板に取り付けることができること。
    - b 断熱材がa以外のもので被覆されている場合には、図2-8-5に示すように被覆板の下部に次のcに示す補強部材を設け、これに防護枠を取り付けるか、または、図2-8-6に示すように、移動貯蔵タンクの胴板に直接防護枠を取り付けたうえで断熱材及び被覆板を取り付ける構造とすること。
- なお、断熱効果を良くするため防護枠に切り欠きを設ける等の溶接部を減少する場合の溶接線の長さは、防護枠の1の面の長さの2/3以上とすること。

① 被覆板の下部に補強部材を設ける防護枠で補強部材と溶接による接合



② 被覆板の下部に補強部材を設ける防護枠で補強部材とボルトによる接合

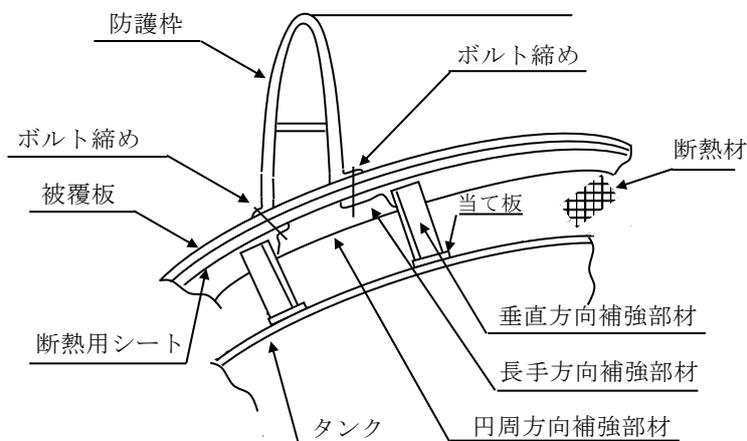


図 2-8-5 被覆板の下部に補強部材を設ける防護枠の接合方法

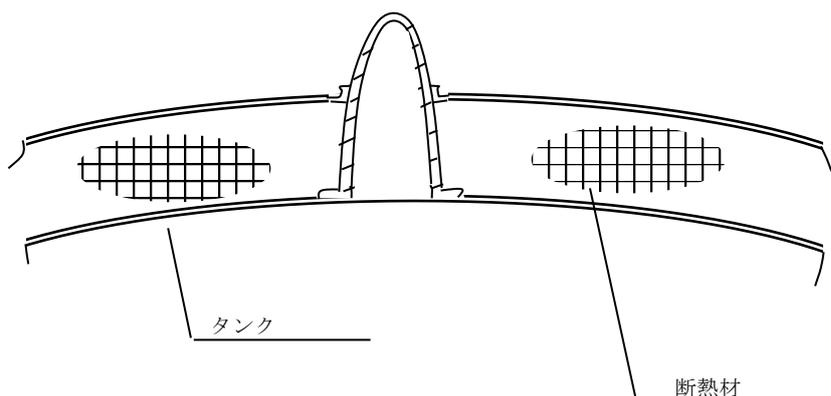


図 2-8-6 タンク胴板に直接取り付ける防護枠

- c 補強部材は、垂直方向補強部材と円周方向補強部材又は長手方向補強部材により構成し、次に掲げる形鋼で造ること。
- (a) 補強部材は、一辺が25mm以上のL形鋼で造るとともに、材質及び板厚については、SS400 で、かつ、3.0mm以上とし、SS400 以外の金属材を用いて造る場合は、下記の計算式により算出された数値（小数点第2位以下の数値は切り上げる。）以上の厚さのものとする。

$$t_0 = \frac{400}{\sigma} \times 3$$

$t_0$  : 使用する金属板の厚さ (mm)  
 $\sigma$  : 使用する金属板の引張強さ (N/mm<sup>2</sup>)

- (b) 垂直方向補強部材は、タンク長手方向に1 m以下の間隔で配置するとともに、当て板を介してタンク胴板と接合すること。この場合に当て板と垂直方向補強部材は溶接接合とし、当て板の大きさは、図2-8-7に示すように垂直方向補強部材の取付位置から20mm以上張り出すものとする。

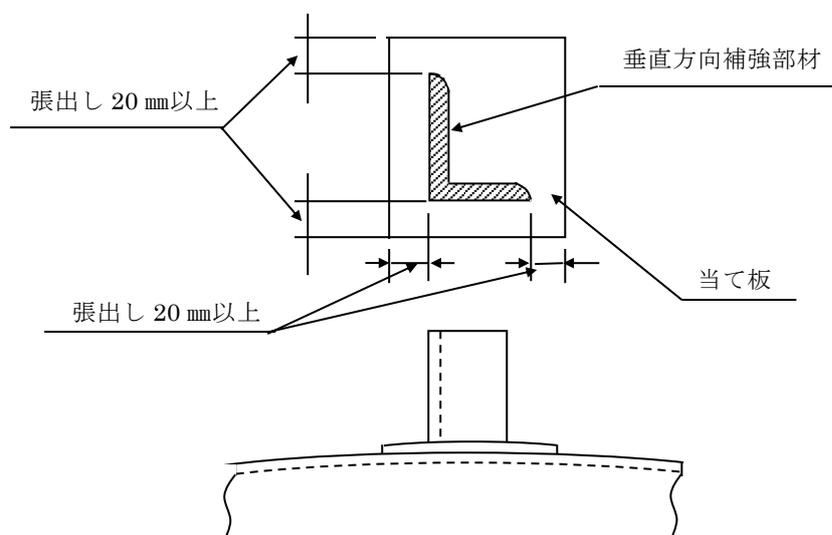


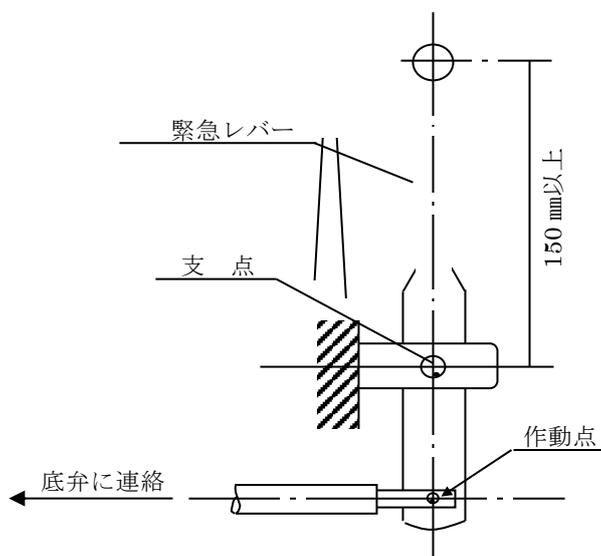
図2-8-7 補強部材用当て板の大きさ

- (c) 防護枠と補強部材との接合は、溶接又は次によりボルト締めにより行うこと。
- なお、接合を溶接による場合は図2-8-5①により、接合をボルト締めによる場合は図2-8-5②により接合すること。
- A 締付けボルトは、六角ボルト（JIS B 1180）のM8以上のものを使用すること。
- B 締付けボルトの材質は、SS400 又はステンレス鋼材SUS304とすること。
- C 締付けボルトは、250mm毎に1本以上の間隔で設けること。
- (9) 底弁（危令第15条第1項第9号関係）
- 移動貯蔵タンクの下部の排出口に設ける底弁の構造は、手動閉鎖装置の閉鎖弁と一体となっているものとする。
- (10) 底弁の閉鎖装置（危令第15条第1項第9号及び第10号、危則第24条の4関係）
- 底弁の閉鎖装置は、次により設けること。
- ア 手動閉鎖装置の構造
- 危則第24条の4に定める手動閉鎖装置のレバー（以下「緊急レバー」という。）

を手前に引くことにより、当該装置が作動するものであり、次によるものであること。

- (ア) 危則第24条の4第2号に定める長さ150mm以上の緊急レバーとは、図2-10-1①に示す緊急レバーの作動点がレバーの握りから支点より離れた位置にある場合にあっては、レバーの握りから支点までの間、図2-10-1②に示す緊急レバーの作動点がレバーの握りから支点の間にある場合にあっては、緊急レバーの握りから作動点までの間が150mm以上であること。

① 握り部と作動点の間に支点がある場合のレバーの長さ



② 握り部と支点の間に作動点がある場合のレバーの長さ

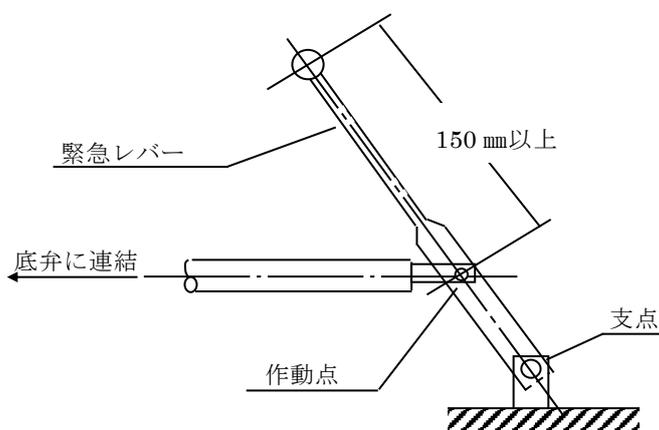


図2-10-1 緊急レバーの構造

(イ) 緊急レバーの取付位置は、次に掲げる場所の操作しやすい箇所とすること。



ただし、積載式移動タンク貯蔵所で移動貯蔵タンクを前後入れ替えて積載するものにあつては、いずれの場合にも緊急レバーの取付位置が次に掲げる場所にあること。◆

- a 配管の吐出口が図2-10-2①に示すタンクの移動方向の右側、左側又は左右両側にある場合にあつては、タンク後部の左側
- b 配管の吐出口が図2-10-2②に示すタンクの移動方向の右側、左側又は左右両側及び後部にある場合にあつては、タンク後部の左側及びタンク側面の左側
- c 配管の吐出口が図2-10-2③に示すタンクの後部にのみある場合にあつては、タンク側面の左側

No.	緊急レバーの位置	緊急レバー及び吐出口の位置略図
①	タンク後部の左側	
②	タンク後部の左側及びタンク側面の左側	

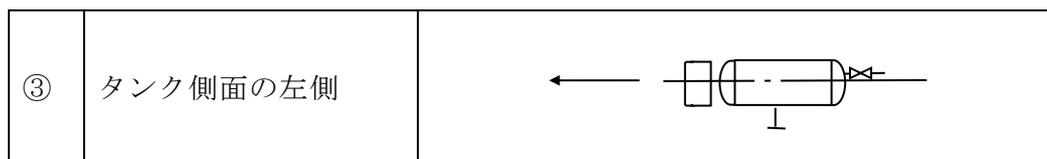


図 2-10-2 緊急レバー及び吐出口の位置

## イ 自動閉鎖装置の構造

- (ア) 自動閉鎖装置は、移動タンク貯蔵所又はその付近が火災となり、移動貯蔵タンクの下部が火災を受けた場合に、火炎の熱により、底弁が自動的に閉鎖するものであること。
- (イ) 自動閉鎖装置の熱を感知する部分（以下「熱感知部分」という。）は、緊急用のレバー又は底弁操作レバーの付近に設け、かつ、火炎を遮断する等感知を阻害する構造としないように設けること。
- (ウ) 熱感知部分は、易溶性金属その他火炎の熱により容易に熔融する材料を用いる場合は、当該材料の融点が、 $100^{\circ}\text{C}$ 以下のものであること。
- (エ) 自動閉鎖装置を設けないことができる底弁は、次のとおりであること。
- a 直径が40mm以下の排出口に設ける底弁
  - b 引火点が $70^{\circ}\text{C}$ 以上の第四類の危険物の排出口に設ける底弁

## ウ 緊急レバーの表示

危令第15条第1項第10号に定める表示は、次により行うこと。

## (ア) 表示事項

表示は、表示内容を「緊急レバー手前に引く」とし、周囲を枠書きした大きさ $63\text{mm}\times 125\text{mm}$ 以上とすること。また、文字及び枠書きは、反射塗料、合成樹脂製の反射シート等の反射性を有する材料で表示すること。

## (イ) 表示の方法

表示は、直接タンク架台面に行うか又は表示板若しくはシート等に行うこと。

## (ウ) 表示板又は表示シートの材質

表示板の材質は、金属又は合成樹脂とし、表示シートの材質は、合成樹脂とすること。◆

## (エ) 表示の位置

表示の位置は、緊急レバーの直近の見やすい箇所とすること。

## (オ) 表示板の取付方法

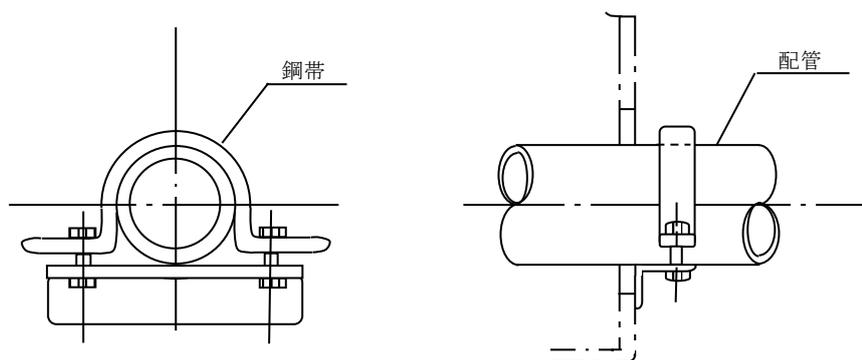
表示を表示板に行う場合は、溶接、リベット、ねじ等により表示板を堅固に取り付けること。

- (11) 外部からの衝撃による底弁の損傷を防止するための措置（危令第15条第1項第11号関係）

外部からの衝撃による底弁の損傷を防止するための措置は、次のア、イ又はこの組み合わせによるもの等であること。ただし、危則第24条の5第3項の規定に基づき設置される積載式移動タンク貯蔵所は、外部からの損傷を防止するための措置が講じられているものとみなすこと。

なお、吐出口付近の配管は、図2-11-1に示す①又は②のいずれかのように固定金具を用いてサブフレーム等に堅固に固定すること。

① 鋼帯による固定



② Uボルトによる固定

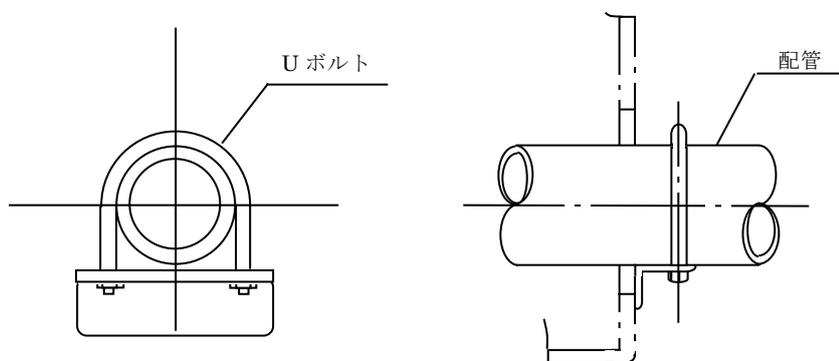


図2-11-1 吐出口付近の配管の固定方法

ア 配管による方法

配管による場合は、底弁に直接衝撃が加わらないように、第2-11-2図に示すように衝撃力を吸収させるよう底弁と吐出口の間の配管の一部に直角の屈曲部を設けること。

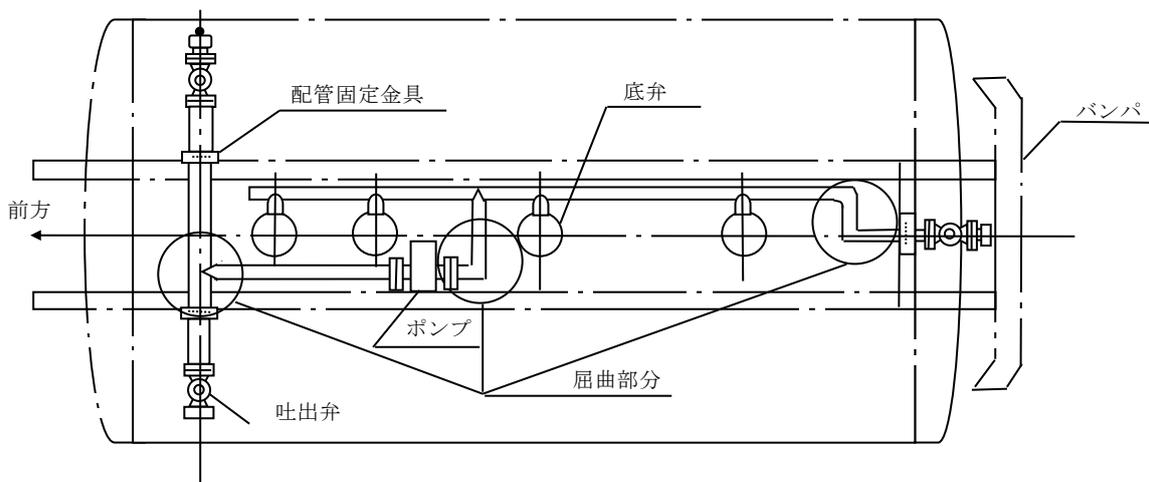


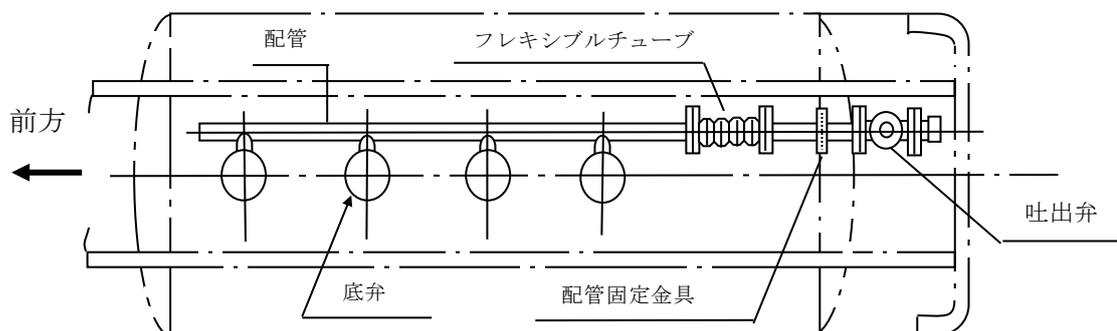
図 2-11-2 配管による底弁に直接衝撃が加わらない措置

イ 緩衝継手による方法

緩衝継手は、次の各項目に適合するもの又は同等以上の性能を有するものであること。

(ア) 緩衝継手による場合は、底弁に直接衝撃が加わらないように吐出口と底弁の間の全ての配管の途中に図 2-11-3 に示す①又は②のいずれかの緩衝用継手を設けること。

① フレキシブルチューブによる方法



② 可撓結合金具による方法

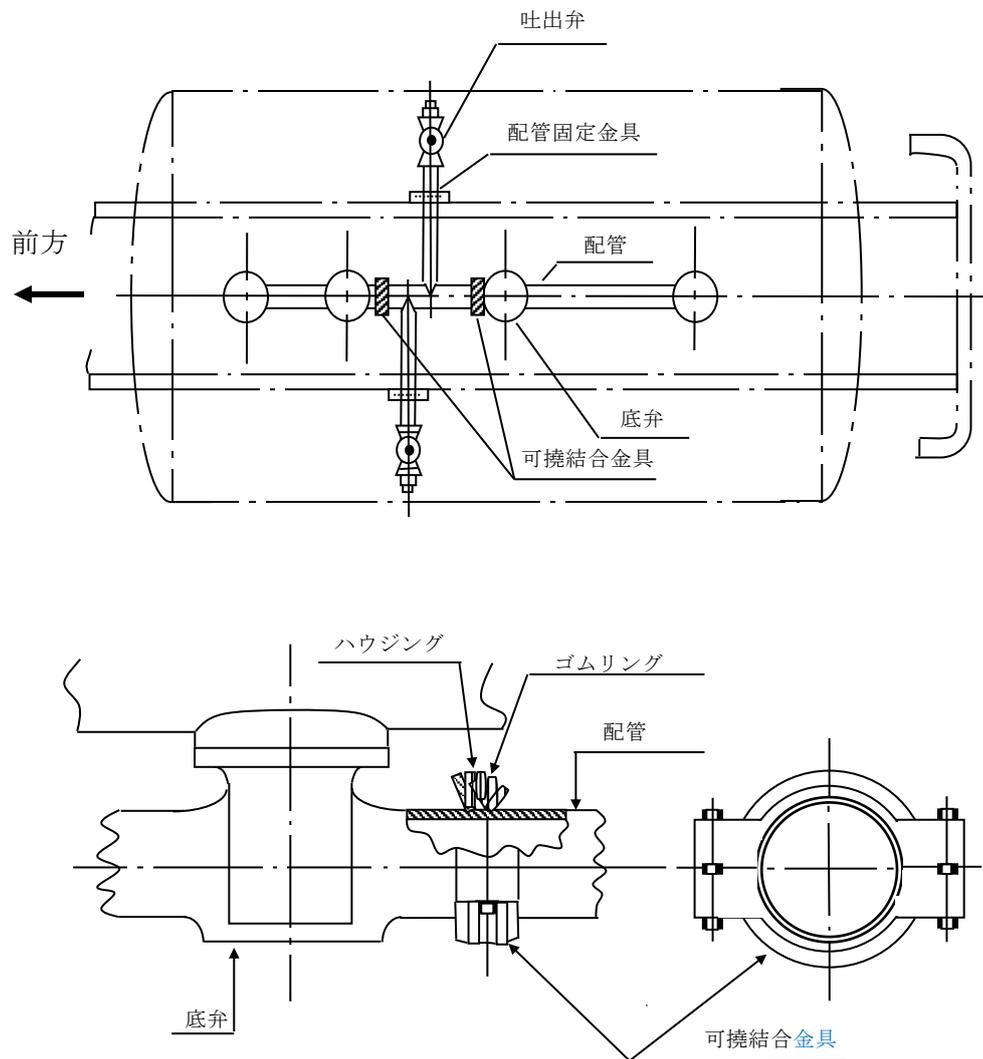


図 2-11-3 緩衝用継手による底弁に直接衝撃が加わらない措置

(イ) 緩衝用継手の材質は、フレキシブルチューブにあつては金属製で、可撓結合金具は配管接合部をゴム等の可撓性に富む材質で密閉し、その周囲の金属製の覆い金具で造られ、かつ、配管の円周方向又は軸方向の衝撃に対して効力を有するものであること。

(12) 電気設備（危令第15条第1項第13号関係）

可燃性蒸気が滞留するおそれのある場所に設ける電気設備は、可燃性蒸気に引火しない構造とすること。なお、可燃性蒸気が滞留するおそれのある場所とは、危険物を常温で貯蔵するものにあつては、引火点が40℃未満のものを取り扱う移動貯蔵タンクのタンク室内、防護枠内、給油設備を覆い等で遮蔽した場所（遮蔽された機械室内）等が該当する。その他、第2章第1「製造所」の例によること。

なお、当該場所に設置された電気設備でも、「当該電気設備の電源を入れている間は、可燃性蒸気が滞留するおそれがない」というものについては、可燃性蒸気が滞留するおそれのある場所に設ける電気設備には、該当しないものとして取り扱う。

(13) 接地導線（危令第15条第1項第14号関係）

ア 静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物とは、第4類の危険物のうち、特殊引火物、第1石油類及び第2石油類（いずれも導電率が $10^{-8}$  S/m以下のものに限る。）をいう。

イ 危令第15条第1項第14号に基づき設ける接地導線は、次の構造を有するものであること。

(ア) 接地導線は、良導体（100Ω以下）の導線を用いること。

また、ビニール等の絶縁材料で被覆すること等により、絶縁性及び損傷に対する強度を有するものであること。◆

(イ) 接地電極等と緊結することができるクリップ等を取り付けたものであること。

(ウ) 接地導線は、導線に損傷を与えることのない巻取り装置等に収納すること。◆

(14) 注入ホース（危令第15条第1項第15号関係）

危令第15条第1項第15号に定める注入ホースは、次によること。

ア 材質構造等

(ア) 注入ホースの材質等は、次によること。◆

a 材質は、取り扱う危険物によって侵されるおそれのないものであること。

b 弾性に富んだものであること。

c 危険物の取扱い中の圧力等に十分耐える強度を有するものであること。

d 内径及び肉厚は、均整で亀裂、損傷等がないものであること。

(イ) 結合金具は、次によること。

a 結合金具は、危険物の取扱い中に危険物が漏れるおそれのない構造のものであること。

b 結合金具の接合面に用いるパッキンは、取り扱う危険物によって侵されるおそれがなく、かつ、接合による圧力等に十分耐える強度を有するものであること。

c 結合金具（危則第40条の5第1項に規定する注入ノズル（以下「注入ノズル」という。）を除く。）は、次の(a)に示すねじ式結合金具、(b)に示す突合せ固定式結合金具又はこれと同等以上の結合性を有するものであること。

(a) ねじ式結合金具を用いる場合にあっては、次によること。

A ねじは、その呼びが50以下のものにあってはJIS B 0202「管用平行ねじ」、その他のものにあっては、表2-14-1に掲げるものとする。

表 2-14-1 メートル細目ねじ

ねじの呼び	ピッチ	めねじ		
		谷の径	有効径	内径
		おねじ		
		外径	有効径	谷の径
64	3	64.000 mm	62.051 mm	60.752 mm
75	3	75.000	73.051	71.752
90	3	90.000	88.051	86.752
110	3	110.000	108.051	106.752
115	3	115.000	113.051	111.752

B 継手部のねじ山数は、めねじ 4 山以上、おねじ 6 山以上とすること。

- (b) 突合せ固定式結合金具を用いる場合は、図 2-14-1 に示す①又は②のいずれかのように十分に結合できる構造のものであること。

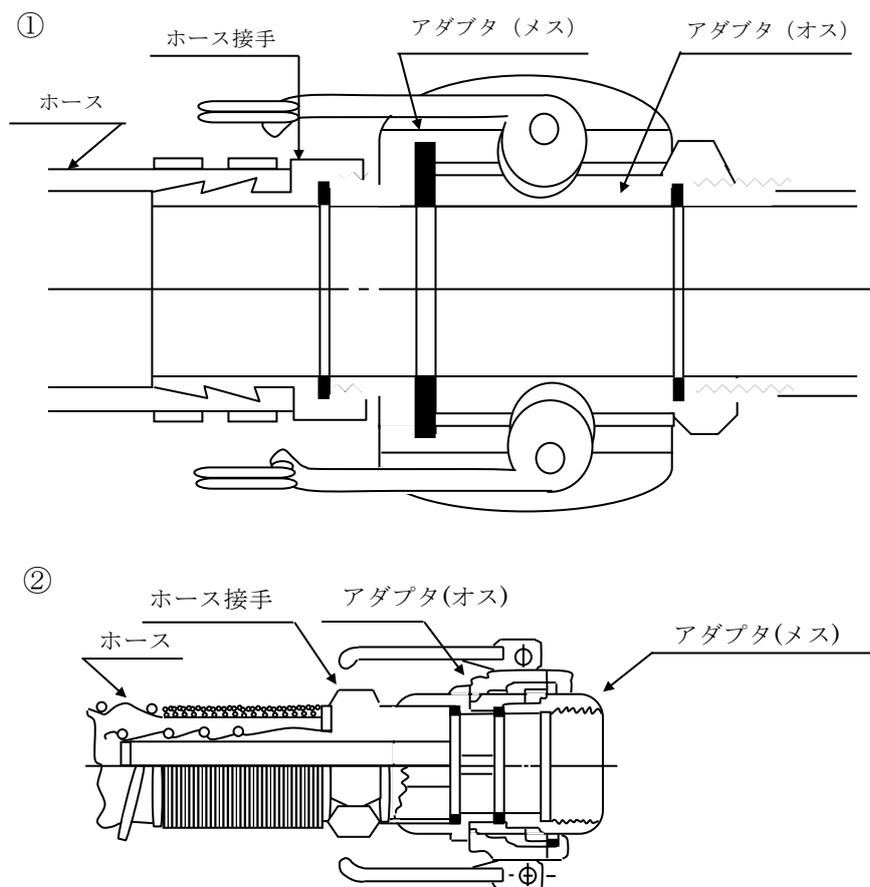


図 2-14-1 突合せ固定式結合金具の構造例

d 結合金具は、火花を発生し難い材料で造らなければならないが、これには真ちゅうの他にステンレス、アルミニウム等があること。

(ウ) 注入ノズルは、危険物の取扱いに際し、手動開閉装置の作動が確実で、かつ、危険物が漏れるおそれのない構造のものであるとともに、ノズルの先端に結合金具を有さないものにあつては、開放状態で固定する機能を有さないものであること。

(エ) 荷卸し時に静電気による災害のおそれのある液体の危険物（13ア参照）を取り扱う注入ホース両端の結合金具は、相互が導線等により電氣的に接続されているものであること。◆

(オ) 注入ホースの長さは、必要最小限のものとする。◆

(カ) 注入ホースは、製造年月日及び製造業者名（いずれも略号による記載を含む。）が容易に消えないように表示されているものであること。◆

#### イ 注入ホースの収納

移動タンク貯蔵所には、注入ホース収納設備（注入ホースを損傷することなく収納することができるホースボックス、ホースリール等の設備をいう。以下同じ。）を設け、危険物の取扱い中以外は、注入ホースを注入ホース収納設備に収納すること。◆

この場合において、注入ノズルを備えない注入ホースは、移動貯蔵タンクの配管から取り外して収納すること。◆

ただし、配管の先端部が次の機能を有する構造のものであるときは、注入ホースを配管に接続した状態で収納することができる。

(ア) 引火点が40℃未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク貯蔵所に設けられるもので、配管及び注入ホース内の危険物を滞留することのないよう自然流下により排出することができる図2-14-2に示す①、②又は③のいずれかの構造

(イ) 引火点が40℃以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク貯蔵所に設けられるもので、(ア)のいずれかの構造のもの又は配管内の危険物を滞留することのないよう抜き取る図2-14-2に示す④又は⑤のいずれかの構造

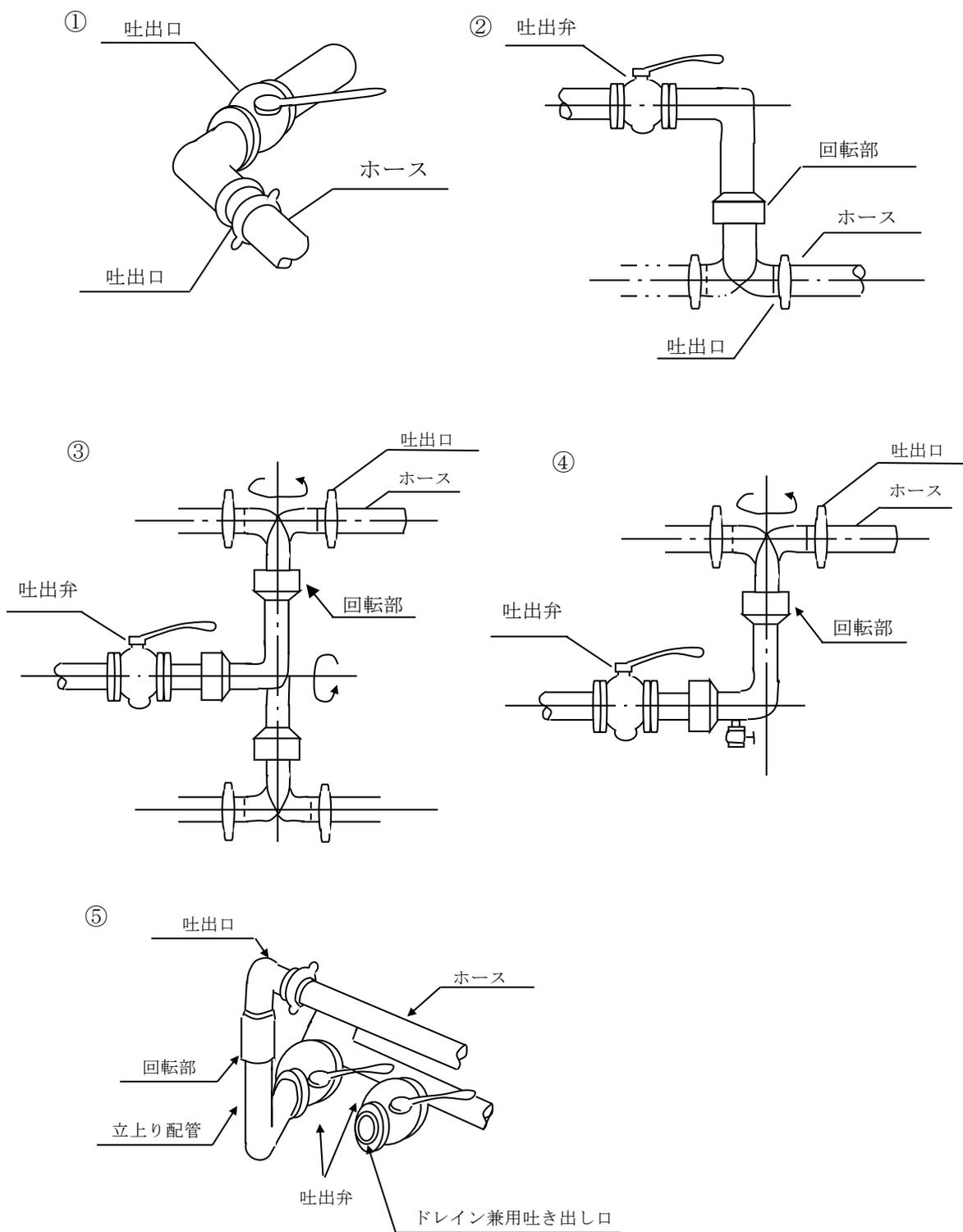


図 2-14-2 配管先端部の構造

ウ 注油速度

移動タンク貯蔵所から、引火点40℃以上の第4類の危険物を容器に詰め替える際

の、危則第40条の5の2に規定する「安全な注油に支障がない範囲の注油速度」とは60L／分以下の速度をいう。

- (15) 計量時の静電気による災害を防止するための装置（危令第15条第1項第16号関係）計量時の静電気による災害を防止するための装置（以下「静電気除去装置」という。）については、次によること。

ア 静電気除去装置を設けなければならない液体の危険物

危令第15条第1項第16号に規定される静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物は、次に掲げるものとする。

特殊引火物、第1石油類及び第2石油類（いずれも導電率が $10^{-8}$  S/m以下のものに限る。）

イ 構造

- (ア) 計量棒をタンクに固定するもの（以下「固定計量棒」という。）にあつては、計量棒下部がタンク底部に設ける受け金と接続するもの、又は導線、板バネ等の金属によりタンク底部と接触できるものであること。この場合において、導線、板バネ等によるタンク底部との接触は、導線、板バネ等がタンク底部に触れていれば足り、固定することを要さないものであること。

ただし、不燃性ガスを封入するタンクで、不燃性ガスを封入した状態で計量できるものにあつては、この限りでない。

- (イ) 固定計量棒以外のものにあつては、次の各項目に適合するものであること。◆
- a 計量棒は、金属製の外筒（以下「外筒」という。）で覆い、かつ、外筒下部の先端は、上記(ア)の例によりタンク底部と接触できるものであること。
  - b 外筒は、内径100mm以下とし、かつ、計量棒が容易に出し入れすることができるものであること。
  - c 外筒には、移動貯蔵タンクの貯蔵する危険物の流入を容易にするための穴が開けられていること。

- (16) 標識及び表示板

ア 標識（危令第15条第1項第17号、危則第17条第2項関係）

標識については、次によること。

(ア) 標識の材質及び文字

- a 標識の材質は、金属又は合成樹脂とすること。◆
- b 文字は、反射塗料、合成樹脂製の反射シート等の反射製を有する材料で表示すること。
- c 標識の文字の大きさは、標識の大きさ（0.3m平方以上0.4m平方以下）に応じたものとする。

(イ) 標識の取付位置

標識の取付位置は、車両の前後の右側バンパーとするが、被けん引車形式の移動タンク貯蔵所で常にけん引車の前部に標識を取り付けるものにあつては、移動貯蔵タンクの移動方向の前面の標識を省略することができる。◆

ただし、バンパーに取り付けることが困難なものにあつては、バンパー以外の見易い箇所に取り付けることができる。また、ボンネット等に合成樹脂等でできたシートを貼付する場合は、次の要件を満足するものであること。

- a 取付場所は、視認性の劣るボンネット等の曲面部、凸凹部等には設けないこと。
- b シートは十分な接着性を有すること。
- c 材質は、防水性、耐油性、耐候性に優れたもので造られていること。◆

(ウ) 標識の取付け方法

標識は、溶接、ねじ、リベット等で車両又はタンクに強固に取り付けること。

イ 危険物の類、品名及び最大数量の表示（危令第15条第1項第17号関係）

危険物の類、品名及び最大数量の表示については、次によること。

(ア) 表示内容

- a 表示する事項のうち、品名のみでは当該物品が明らかでないもの（例えば、第1石油類、第2石油類等）については、品名のほかに化学名又は通称物品名を表示すること。◆
- b 表示する事項のうち、最大数量については、指定数量が容量で示されている品名のものにあつてはkLで、重量で示されている品名のものにあつてはkgで表示すること。
- c 1の移動貯蔵タンクに2以上の種類の危険物を貯蔵（以下「混載」という。）するものにおける表示は、タンク室ごとの危険物の類、品名及び最大数量を掲げること。

(イ) 表示の方法

表示は、直接タンクの鏡板に行うか又は表示板を設けて行うこと。

(ウ) 表示の位置

- a 表示の位置は、タンク後部の鏡板又は移動タンク貯蔵所後部の右下側とすること。◆

ただし、移動タンク貯蔵所の構造上、当該位置に表示することができないものにあつては、後面の見やすい箇所に表示することができる。

- b 積載式移動タンク貯蔵所で移動貯蔵タンクを前後入れ替えて積載するものにあつては、積載時に表示がaの位置となるよう、前後両面に設けること。◆

(エ) 表示板の材質

表示板の材質は、金属又は合成樹脂とすること。◆

- (オ) 表示板の取付方法  
表示板は、(ウ)に定める位置に溶接、リベット、ねじ等により堅固に取り付けること。
- (17) 消火器（危令第20条第1項第3号、危則第35条第2号関係）  
消火器の設置については、次によること。
- ア 消火器の取付位置  
消火器の取付位置は、車両の右側及び左側の地盤面から容易に取り出すことができる箇所とすること。◆
- イ 消火器の取付方法  
消火器は、土泥、氷等の付着により消火器の操作の支障とならないよう、木製、金属製又は合成樹脂製の箱又は覆いに収納し、かつ、容易に取り出すことができるよう取り付けること。◆
- ウ 表示  
消火器を収納する箱又は覆いには、「消火器」と表示すること。◆
- (18) 特殊な移動タンク貯蔵所に係る基準
- ア 最大容量が20kLを超える移動タンク貯蔵所
- (ア) タンク本体の最後部は、車両の後部緩衝装置（バンパー）から300mm以上離れていること。◆
- (イ) タンク本体の最外側は、車両からはみ出していないこと。◆

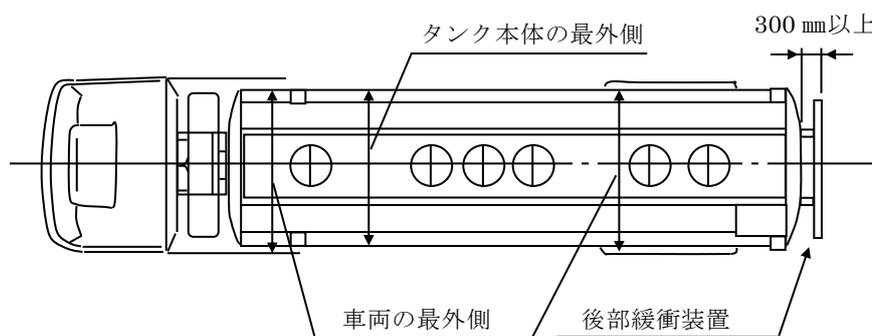


図 2-18-1 最大容量が20kLを超える移動タンク貯蔵所のタンクの位置

- イ ボトムローディング注入方式の設備を有する移動タンク貯蔵所
- (ア) タンク上部に可燃性蒸気回収装置（集合管に限る。）が設けられていること。◆
- (イ) タンク内上部に一定量になった場合に一般取扱所へポンプ停止信号を発することができる液面センサー及び信号用接続装置を設けること。◆

(ウ) 配管を底弁毎に独立の配管とするとともに、配管に外部から直接衝撃を与えないように保護枠を設けること。◆

(エ) 配管は、タンクの水圧試験と同圧力で水圧試験を実施すること。◆

ウ タンクに空間部分を設けた被けん引式移動タンク貯蔵所 (H. 7. 1. 12 消防危第3号、H. 18. 9. 19 消防危第191号)

タンクに空間部分を設けた被けん引式移動タンク貯蔵所は、下記の設備を設けた場合認められる。◆

(ア) タンクの水圧試験における漏れ又は変形の確認等を行うための人の出入りさせることを目的とした点検用出入口

(イ) 空間部分に面する鏡板部分から危険物が漏洩した場合、空間部分内での可燃性蒸気の滞留防止に有効な空間部分の上下に各1か所以上に設けられた通気口

(ウ) 空間部分に面する鏡板を外部から目視できる点検口

(エ) 空間部分に雨水の侵入等によって、水が滞留することを防止するための水抜き口

エ バキューム方式の移動タンク貯蔵所 (S. 52. 3. 31 消防危第59号通知参考)

バキューム方式の移動タンク貯蔵所とは、製造所等の廃油等を回収する産業廃棄物処理車であって、移動貯蔵タンクの内部の圧力を減じることにより、危険物を吸入する方式のものをいい、引火点が70℃以上の廃油等に限り取り扱うもので危令15条の規定に適合するものである場合は認められる。◆

なお、当該取り扱いを行う場合は、当該取り扱いにより生じる圧力（絶対値）の1.5倍以上の圧力で水圧試験を行うこと。

オ エンジンを用意した移動タンク貯蔵所

(ア) ポンプ専用の積載式エンジンを備えた積載式移動タンク貯蔵所については、認められない。◆ (S. 51. 10. 23 消防危第71号通知)

※ 危令第27条第6項第4号ニに規定する原動機とは、自動車のエンジンを想定したものであり、自動車以外のエンジンは考えていないが、「移動貯蔵タンクのポンプに係るエンジンは自動車のもののみに限ったものである。」と考えることが移動タンク貯蔵所の安全確保上適切であると判断するので、上記のように措置するものである。

(イ) 冷却装置専用のエンジンを備えた移動タンク貯蔵所については、適当でない。

◆

カ ポンプを設置した移動タンク貯蔵所

(ア) 移動タンク貯蔵所の隔壁を設けた部分にモーター・ポンプを固定設置し、動力源を外電から受電してポンプを駆動させ、タンクへ燃料を注入する取扱いは、引火点が40℃以上の危険物を貯蔵し、又は取扱う場合に限り認められる。◆

(S. 53. 4. 22 消防危第62号通知)

※ この場合は、車両の原動機を動力源としたギヤポンプと同等の安全性が確保できるものと思慮されるので認めることとするが、引火点が40℃未満の危険物については、危令第27条第6項第4号ニで、より厳しい基準を課していることを勘案して引火点が40℃以上の危険物に限り認められるとしたものである。

(イ) 被けん引車形式の移動タンク貯蔵所に当該車両のエンジンを利用したポンプ(トラクター側に取り付けた)を設置することは認められない。◆ (S. 57. 4. 28 消防危第54号通知)

※ 被けん引車形式の移動タンク貯蔵所では、セミトレーラー部分が、移動タンク貯蔵所として規制されており、セミトレーラーとトラクター(けん引車)が代替的に交換可能なことから危険物設備をトラクター(けん引車)にも設置することは一体的な安全管理を行う上で困難であり、危険物設備を設ける場合はセミトレーラー部分に限定されるべきであるとして認められないとしたものである。

(ウ) 被けん引車形式の移動タンク貯蔵所のトラクター側に、作動油タンク及び油圧ポンプを、セミトレーラー側にオイルモーター及び吐出用ポンプを積載し、エンジンミッションから動力伝動軸を介してトラクター側の油圧ポンプを作動させ、この油圧によりセミトレーラー側のオイルモーターを介して吐出用ポンプを作動させる構造のもの設置については、引火点が40℃以上の危険物を貯蔵し、又は取扱う場合に限り認められる。(S. 58. 11. 29 消防危第124号通知)

※ 上記(ア)より、移動タンク貯蔵所に危険物を取扱うポンプを設置すること、及びポンプの動力源を外部より用いる形態は引火点が40℃以上の危険物を貯蔵し、又は取扱う場合に限り認められている。◆

### 3 積載式移動タンク貯蔵所(危令第15条第2項)

(1) 積載式移動タンク貯蔵所は、危令第15条第2項に規定する移動貯蔵タンクを車両等に積み替えるための構造を有し、危険物を貯蔵した状態で移動貯蔵タンクの積み替えを意図した移動タンク貯蔵所である。(H. 1. 3. 1 消防危第14号 消防特第34号通知)

よって、従来、灯油専用の移動タンク貯蔵所(トラックの荷台の上に移動貯蔵タンクを積載し、Uボルトで固定し、積替えをしないもの)は、運用上、積載式の移動タンク貯蔵所としてきたが、昭和63年12月27日政令第358号による危令改正後は積載式以外の移動タンク貯蔵所に該当する。また、積載式以外の移動タンク貯蔵所に該当する場合において完成検査済証を書き換える必要はない。(H. 1. 7. 4 消防危第64号通知)

(2) 技術上の基準による区分及びそれぞれの技術上の基準は、次のとおりである。

ア 箱枠を有する積載式移動タンク貯蔵所

危則第24条の5第3項及び第4項並びに危令第15条第1項(第3号(間仕切に係

る部分に限る。)、第4号、第7号及び第15号を除く。)

イ ア以外の積載式移動タンク貯蔵所

危則第24条の5第4項及び危令第15条第1項(第15号を除く。)

危令第15条第1項を準用する事項及び安全装置、板厚の算出方法等については、「2 移動タンク貯蔵所」の位置、構造及び設備の例によること。

(3) すべての積載式移動タンク貯蔵所の構造、設備(危則第24条の5第4項関係)

ア 積替え時の強度

積替え時に移動貯蔵タンク荷重によって生ずる応力及び変形に対して安全なものであることの確認は、強度計算により行うこと。ただし、移動貯蔵タンク荷重の2倍以上の荷重によるつり上げ試験又は移動貯蔵タンク荷重の1.25倍以上の荷重による底部持ち上げ試験によって変形又は損傷しないものであることが確認できる場合については、当該試験結果によることができる。

イ 緊結装置

積載式移動タンク貯蔵所には、移動貯蔵タンク荷重の4倍のせん断荷重に耐えることができる緊締金具及びすみ金具を設けることとされ、容量が6,000L以下の移動貯蔵タンクを積載する移動タンク貯蔵所ではUボルトでも差し支えないとされているが、これらの強度の確認は、次の計算式により行うこと。ただし、JIS規格に基づき造られた緊締金具及びすみ金具で、移動貯蔵タンク荷重がJISにおける最大総重量を超えないものにあつては、この限りでない。

$$4W \leq P \times S$$

W : 移動貯蔵タンク荷重

$$W = 9.80665 (W_1 + W_2 \times \gamma)$$

W<sub>1</sub> : 移動貯蔵タンクの荷重

W<sub>2</sub> : タンク最大容量

γ : 危険物の比重

P : 緊結装置1個あたりの許容せん断荷重

$$P = \frac{1}{2} f_s$$

f<sub>s</sub> : 緊結金具の引張強さ(N/mm<sup>2</sup>)

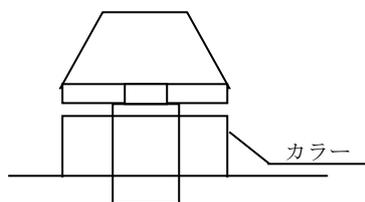
S : 緊結装置の断面積合計

$$S = n S_1$$

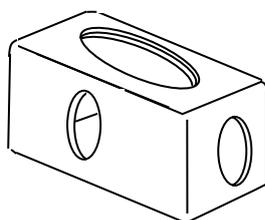
n : 金具の数(Uボルトの場合は2n)

S<sub>1</sub> : 金具の最小断面積(cm<sup>2</sup>、ボルトの場合は谷径)

- ① JIS Z 1629 「貨物コンテナ用一上部つり上げ金具及び緊締金具」によるつり上げ金具及び緊締金具



- ② JIS Z 1616 「国際貨物コンテナすみ金具」によるすみ金具



- ③ JIS Z 1610 「国内貨物コンテナ外りのり寸法及び共通仕様」による緊締金具

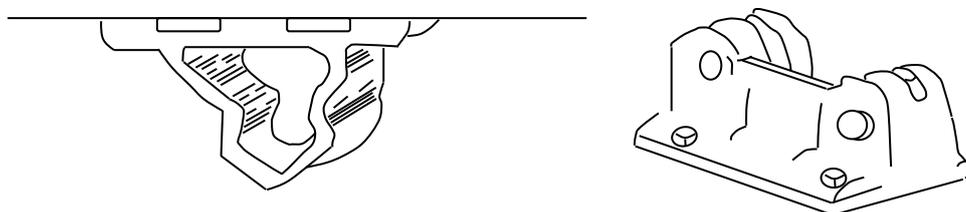


図 3-1-1 計算による強度確認を行う必要のない緊締金具及びすみ金具

ウ 表示

- (ア) 移動貯蔵タンクには、図 3-1-2 に示すように当該タンクの胴板又は鏡板の見やすい箇所に「消」の文字、積載式移動タンク貯蔵所の許可に係る行政庁名（都道府県知事の許可にあつては都道府県名に都、道、府又は県を付け、市町村長の許可にあつては、市、町又は村を付けずに表示（例えば、兵庫県知事は「兵庫県」、姫路市長は「姫路」と表示）する。）及び設置の許可番号を左横書きで表示すること。

なお、表示の地は白色とし、文字は黒色とすること。



図3-1-2 表示方法（許可が兵庫県知事の場合の例）

- (イ) 移動貯蔵タンクを前後入れ替えて積載するもののうち当該タンクの鏡板に表示するものにあつては、(ア)の表示を前後両面に行うこと。
- (4) 箱枠を有する積載式移動タンク貯蔵所の構造及び設備（危則第24条の5第3項関係）

ア 附属装置と箱枠との間隔

附属装置は、箱枠の最外側との間に50mm以上の間隔を保つこととされているが、すみ金具付きの箱枠にあつては、すみ金具の最外側を箱枠の最外側とすること。

なお、ここでいう附属装置とは、マンホール、注入口、安全装置、底弁等、それらが損傷すると危険物の漏れが生じるおそれのある装置をいい、このおそれのない断熱部材、バルブ等の収納箱等は含まれないものである。

イ 箱枠の強度計算方法

危則第24条の5第3項第2号に規定する箱枠の強度は、次の計算方法により確認すること。

$$\sigma_c \leq f_c'$$

$\sigma_c$  : 設計圧縮応力度

$$\sigma_c = W/A$$

W : 設計荷重 (t)

$$W = 2 \times R \times (1/2)$$

R : 移動貯蔵タンク荷重（移動貯蔵タンク（箱枠、付属設備等を含む。）及び貯蔵危険物の最大重量をいう。）

A : 箱枠に使用する鋼材の断面積 (cm<sup>2</sup> : JIS規定値)

$f_c'$  : 短期許容圧縮応力度 (tf/cm<sup>2</sup>)

$$f_c' = 1.5f_c$$

$f_c$  : 長期許容圧縮応力度 (tf/cm<sup>2</sup>)

$$f_c = \frac{[1 - 0.4 \left[ \frac{\lambda}{\Lambda} \right]^2] F}{\nu} \quad (\lambda \leq \Lambda \text{ のとき})$$

$$f_c = \frac{0.277 F}{\left[ \frac{\lambda}{\Lambda} \right]^2} \quad (\lambda > \Lambda \text{ のとき})$$

$\Lambda$  : 限界細長比

$$\Lambda = \sqrt{\frac{\pi^2 E}{0.6 F}}$$

F : 許容応力度

E : ヤング係数

$\nu$  : 安全率

$$\nu = \frac{3}{2} + \frac{2}{3} \left[ \frac{\lambda}{\Lambda} \right]^2$$

$\lambda$  : 細長比

$$\lambda = \ell k / i x$$

$\ell k$  : 座屈長さ (cm、拘束条件 : 両端拘束)

$$\ell k = 0.5 \ell$$

$\ell$  : 箱枠鋼材の長さ

$i x$  : 鋼材断面二次半径 (cm、JIS 規定値)

#### ウ タンクの寸法(危則第24条の5第3項第3号)

積載式移動貯蔵タンクは、タンクの直径又は長径が 1.8m 以下のものにあつては、5 mm 以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造ることとされているが、タンクの直径又は長径とは、タンクの内径寸法をいうものであること。

#### エ タンクの構造(危則第24条の5第3項第3号)

積載式移動貯蔵タンクは、厚さ 6 mm 以上(当該タンクの直径又は長径が 1.8m 以下のものにあつては 5 mm 以上)の鋼板(SS400)で造ること。ただし、これ以外の金属板で造る場合の厚さは、下の計算式により算出された数値(小数点第2位以下の数値は切り上げる。)以上とすること。

$$t = \sqrt[3]{\frac{400 \times 21}{\sigma \times A}} \times 6.0(5.0)$$

t : 使用する金属板の厚さ (mm)

$\sigma$  : 使用する金属板の引張強さ (N/mm<sup>2</sup>)

A : 使用する金属板の伸び (%)

( )は、タンクの直径又は長径が 1.8m以下の場合

オ タンクの間仕切(危則第24条の5第3項第4号)

間仕切の材質、板厚は、2(2)アの例によること。

カ マンホール及び注入口のふた(危則第24条の5第3項第7号)

材質、板厚については、上記エを準用すること。

#### 4 給油タンク車(危令第15条第3項)

移動タンク貯蔵所のうち、航空機又は船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた「給油タンク車」の基準の特例に関する事項については、以下の点に留意すること。

(1) エンジン排気筒火炎噴出防止装置(危則第24条の6第3項第1号)

火炎噴出防止装置については、次によること。

ア 構造

火炎噴出防止装置は、遠心式等火炎及び火の粉の噴出を有効に防止できる構造であること。

イ 取付位置

火炎噴出防止装置は、エンジン排気筒中に設けることとし、消音装置を取り付けたものにあつては、消音装置より下流側に取り付けること。◆

ウ 取付上の注意事項

(ア) 火炎噴出防止装置本体及び火炎噴出防止装置と排気筒の継目から排気の漏れがないこと。

(イ) 火炎噴出防止装置は確実に取り付け、車両の走行等による振動によって有害な損傷を受けないものであること。

エ その他

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成15年国土交通省告示第1317号)による改正後の道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)第41条に基づく排出ガス規制(以下「平成17年排出ガス規制」という。)に適合している場合には、当該火炎噴出防止装置が設置されているものとみなす。

なお、当該給油タンク車、給油ホース車が当該規制に適合していることは、次の

(ア)又は(イ)のいずれかにより確認すること。

(ア) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第62条に基づく車検証、又は、東

京国際空港制限区域安全管理規程第 48 条に基づく検査証に平成 17 年排出ガス規制の適合車である型式が示されている。

(1) 平成 17 年排出ガス規制に適合した排出ガス浄化装置を設置している旨の表示を車両の見やすい位置に掲示している。

(2) 誤発進防止装置（危則第 24 条の 6 第 3 項第 2 号）

給油ホース等が適正に格納されないと発進できない措置（以下「誤発進防止装置」という。）については、次により設置すること。ただし、航空機の燃料タンク給油口にノズルの先端を挿入して注入する給油ホースの先端部に手動開閉装置を備えたオーバーウイングノズルで給油（オーバーウイング給油式）を行う給油タンク車にあっては、危令第 23 条を適用して、誤発進防止装置を設けないことができる。（特例理由不要。特例適用願必要。）（H. 1. 12. 21 消防危第 114 号通知）

また、これ以外の方法で誤発進を有効に防止できる場合は、当該措置によることができる。

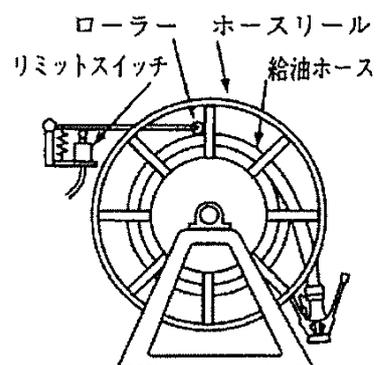
ア 給油ホース等格納状態検出方法

給油ホース等が適正に格納されていることを検出する方法は、次によること。

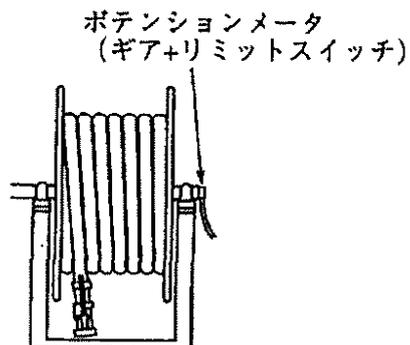
(ア) ホース巻取装置による方法

ホース巻取装置に給油ホースが一定量以上巻き取られていることを検出する方法は、図 4-2-1 に示すいずれか又はこれらと同等の機能を有する方法によること。

① ホースの巻取りをローラーとリミットスイッチを組み合わせて検出する方法



② ホースリールの回転位置を検出してホースの巻取りを検出する方法



③ 巻き取られたホースが光線を遮ることにより検出する方法

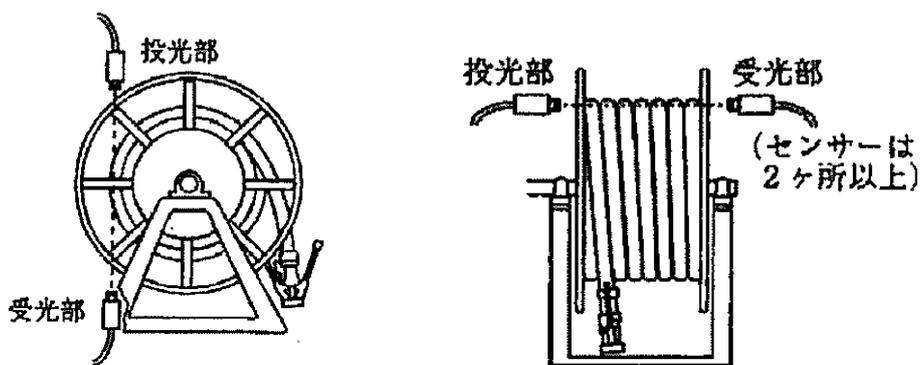
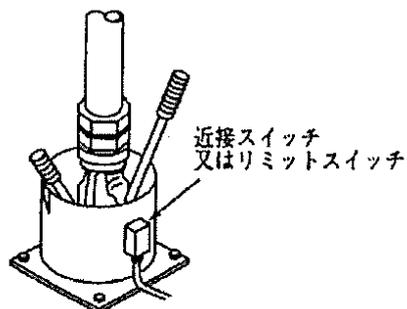


図4-2-1 ホース巻取装置による誤発進を防止する方法

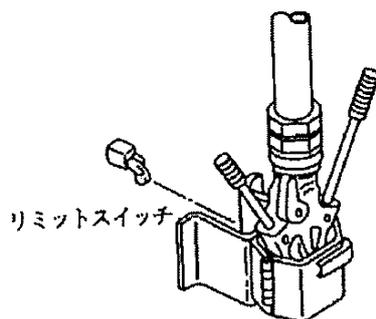
(イ) ノズル格納装置による方法

給油ノズルを格納固定する装置にノズルが格納されたことを検出する方法は、  
図4-2-2に示すいずれか又はこれらと同等の機能を有する方法によること。

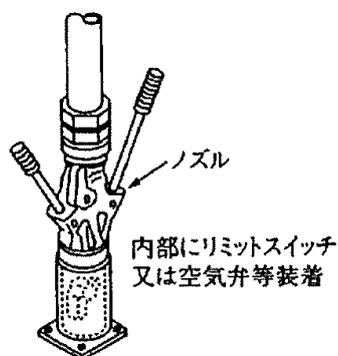
① 筒型ノズル格納具の場合



② クランプ式ノズル格納具の場合



③ 結合金具型ノズル格納具の場合



④ 収納型格納箱の場合

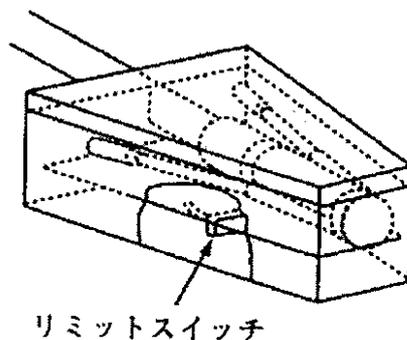


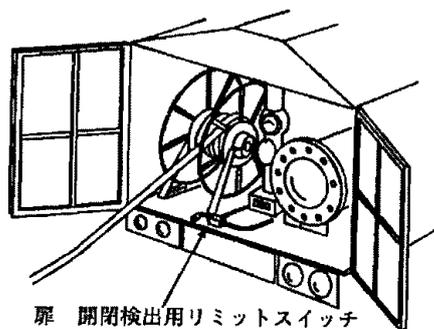
図 4-2-2 ノズル格納装置による誤発進を防止する方法

(ウ) 給油設備の扉による方法

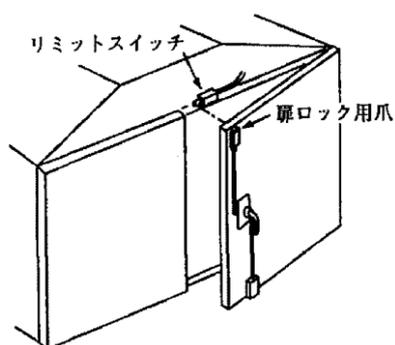
ホース引出し用扉の閉鎖を検出する方法は、図 4-2-3 のいずれか又はこれらと同等の機能を有する方法によること。また、ホース引出し用扉は、閉鎖してもホース巻取装置直前から外部へホース等を引き出して給油作業ができる隙間を有する構造としないこと。

なお、ホース引出し用扉とは、給油設備のホース巻取装置直前の扉をいい、一般にホースを引き出さない扉は含まない。

① 扉が閉じていることで格納されていることを検出する方法



② 扉ロック用爪の掛け外しによって扉の開閉を検出する方法



③ シャッターが閉まっていることでホースが格納されていることを検出する方法

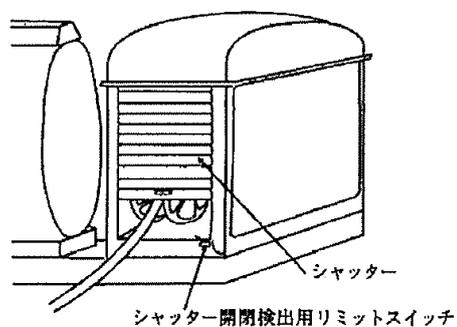


図4-2-3 給油設備の扉による方法

## イ 発進防止装置

「発進できない装置」は、ア(ア)～(ウ)によって検出した信号と組み合わせて、誤発進を防止するための装置で、次の(ア)又は(イ)の車両の区分に応じたそれぞれの方法によること。

(ア) 給油作業に走行用エンジンを使用する車両にあつては、次の a のいずれかの装置で発進状態を検出し、bの方法で走行用エンジンを停止させる方法、(イ) a から d までの方法又はこれらと同等の機能を有する方法によること。

## a 検出装置

- (a) 走行用変速機の中立位置を検出し、変速レバーが中立位置以外の位置に入った場合を「発進」状態とし、検出する装置
- (b) 駐車ブレーキ又は駐車ブレーキレバーが緩んだ状態を「発進」状態とし、検出する装置
- (c) 車輪の回転を一定時間検出した場合を「発進」状態とし、検出する装置
- (d) アクセルペダルが踏まれた場合を「発進」状態とし、検出する装置
- (e) クラッチペダルが踏まれた場合を「発進」状態とし、検出する装置
- (f) P T O切替レバーが O F F の位置に入った場合を「発進」状態とし、検出する装置 ( P T O切替レバーが O F F の位置に入らないと発進できない車両に限る。)

## b 停止させる方法

- (a) 点火栓を使用するエンジンの場合は、点火用又は点火信号電気回路を開くことによる方法
- (b) 点火栓を使用しないエンジンの場合は、燃料又は吸入空気の供給を遮断するか又はデコンプレッションレバーの操作による方法
- (c) 電動車の場合は、動力用又は動力制御用電気回廊を開くことによる方法

(イ) 給油作業に走行用エンジンを使用しない車両にあつては、(ア) b による走行用エンジンを停止させる方法、次に掲げる方法又はこれらと同等の機能を有する方法によること。

## a エンジンの動力を伝えるクラッチを切る方法

クラッチブースターを作動させてクラッチを切り、エンジンからの動力伝達を遮断する方法

## b エンジンの回転数を増加させることができない構造とする方法

アイドリング状態でアクセルペダルをロックし、エンジンの回転数を上げることができない方法

## c 変速レバーを中立位置以外に入らないようにする方法

中立位置に変速レバーをロックして、エンジンからの動力伝達を遮断する方法

## d 車輪等のブレーキをかける方法

給油ホース等が適正に格納されていない場合、車輪又は動力伝動軸にブレーキをかける方法

ただし、この方法による場合は、走行時には自動的に作用を解除する装置を設けることができる。

## ウ 誤発進防止装置の解除装置

緊急退避のため、誤発進防止装置を一時的に解除する装置を設けることができる。

解除装置は、次によること。◆

(ア) 解除装置は、車両の運転席又は機械室で操作することができるものであること。

(イ) 解除時は、赤色灯が点灯するもの（点滅式の可）又は運転席において明瞭に認識できる音量の警報音を発するものであること。なお、警報音は継続音とすることができる。

(ウ) 赤色灯は、運転席から視認できる位置に設けること。

## (3) 給油設備（危則第 24 条の 6 第 3 項第 3 号）

給油設備については、次のアからウに適合するものであること。なお、給油設備とは、航空機又は船舶に燃料を給油するための設備で、ポンプ、配管、ホース、弁、フィルター、流量計、圧力調整装置、機械室（外装）等をいい、燃料タンク及びリフター等は含まれないものである。

また、給油ホース車の給油設備には図 4-3-1 に示すインテークホースも含むものであること。

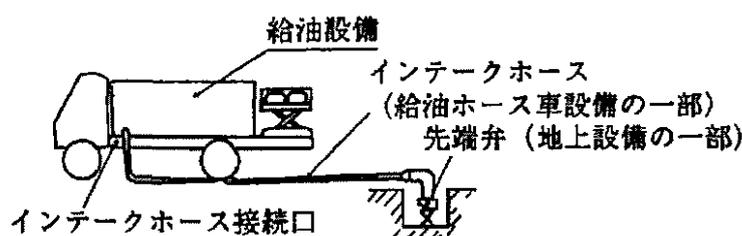


図 4-3-1 給油ホース車のインテークホースの概要

## ア 配管の材質及び耐圧性能（危則第 24 条の 6 第 3 項第 3 号）

配管の材質及び耐圧性能については、次の(ア)及び(イ)に適合するものであること。なお、給油設備の一部を構成するホースには、危則第 24 条の 6 第 3 項第 3 号イの規定は、適用しない。（当該ホースは、配管として取り扱わない。）

## (ア) 配管材料

配管材料は、金属製のものとすること。

(イ) 耐圧性能

水圧試験を行う配管は、給油時燃料を吐出する主配管でポンプ出口から下流給油ホース接続口までを配管とすること。ただし、給油ホース車にあっては、インテークホース接続口から下流給油ホース接続口までを配管して取り扱うものであること。

a 水圧試験の方法

配管の水圧試験は、配管に水、空気又は不活性ガス等を使用し、所定の圧力を加え、漏れのないことを確認すること。なお、配管の水圧試験は組立前の単体で行うこともできるものであること。

b 最大常用圧力

リリーフ弁のあるものにあつては設定値におけるリリーフ弁の吹き始め圧力を最大常用圧力とし、リリーフ弁のないものにあつてはポンプ吐出圧力を最大常用圧力とすること。(H. 1. 12. 21 消防危第 114 号通知)

イ 給油ホース先端弁と結合金具（危則第 24 条の 6 第 3 項第 3 号ロ、第 24 条の 6 第 3 項第 5 号）

給油ホース先端弁と結合金具については、次によること。

(ア) 材質

結合金具は、給油ノズルの給油口と接触する部分の材質を真ちゅうその他摩擦等によって火花を発生し難い材料で造られていること。

(イ) 構造等

a 使用時に危険物の漏れるおそれのない構造であること。

b 給油中の圧力等に十分耐えうる強度を有すること。

ウ 外装（危則第 24 条の 6 第 3 項第 3 号ハ）

外装に用いる材料は、危則第 25 条の 2 第 4 号に規定する難燃性を有するものであること。なお、外装とは給油設備の覆いのことであり、外装に塗布する燃料、パッキン類、外装に付随する補助部材及び標記の銘板等は含まれないものである。

(4) 緊急移送停止装置（危則第 24 条の 6 第 3 項第 4 号）

緊急移送停止装置は、給油タンク車から航空機又は船舶への給油作業中に燃料の流出等、事故が発生した場合、直ちに給油タンク車からの移送を停止するために電氣的、機械的にエンジン又はポンプを停止できる装置であること。なお、緊急移送停止装置は、次のア及びイに適合するもの等であること。

ア 緊急移送停止方法

(ア) 車両のエンジンを停止させる方法による場合は、(2)イ(ア) b によること。

(イ) ポンプを停止させる方法による場合は、ポンプ駆動用クラッチを切るものであ

ること。

#### イ 取付位置

緊急移送停止装置の停止用スイッチ又はレバー（ノブも含む。）の取付位置は、給油作業時に操作しやすい箇所とすること。

#### (5) 自動閉鎖の開放装置（危則第 24 条の 6 第 3 項第 5 号）

開放操作時のみ開放する自動閉鎖の開閉装置は、次に掲げる機能及び構造で給油作業員が操作をやめたときに自動的に停止する装置（以下「デッドマンコントロールシステム」という。）によるものであること。ただし、給油タンク車に設けることができるオーバーウイングノズルによって給油するものにあつては、手動開閉装置を開放した状態で固定できない装置とすること。

#### ア 機能

デッドマンコントロールシステムの機能は、次によること。

(ア) デッドマンコントロールシステムは、給油作業員がコントロールバルブ等を作しているときのみ給油されるものであり、操作中給油作業を監視できる構造とすること。

(イ) デッドマンコントロールシステムによらずに給油できる構造でないこと。ただし、手動開閉装置を開放した状態で固定できないオーバーウイングノズルとアンダーウイングノズル（給油ホース先端弁と航空機又は船舶の燃料タンク給油口への緊結金具を備えた給油ノズル）とを併用できる構造のものにあつては、オーバーウイングノズル使用時にデッドマンコントロールシステムを解除できる機能を有するものとするができる。

#### イ 操作部の構造

流量制御弁の操作部は、容易に操作できる構造であること。◆

ただし、操作部は操作ハンドル等を開放状態の位置で固定できる装置を備えないこと。◆

#### (6) 給油ホース静電気除去装置及び航空機と電氣的に接続するための導線（危則第 24 条の 6 第 3 項第 6 号）

給油ホースの先端に蓄積される静電気を有効に除去する装置及び航空機と電氣的に接続するための導線は、次に掲げるものであること。

#### ア 給油タンク車の静電気除去

(ア) 給油ノズルは、導電性のゴム層又は導線等を埋め込んだ給油ホースと電氣的に接続すること。

(イ) 給油ノズルと給油ホース、給油ホースと給油設備は、それぞれ電氣的に絶縁とされない構造であること。

(ウ) 給油タンク車に設ける接地導線は、給油ホースの先端に蓄積される静電気を有

効に除去する装置を兼ねることができること。

イ 航空機又は船舶と電氣的に接続するための導線

(ア) 給油タンク車と航空機又は船舶との接続のため、先端にクリップ、プラグ等を取り付けた合成樹脂等の絶縁材料で被覆した導線を設けること。

(イ) 導線は、損傷を与えることのない巻取装置等に収納されるものであること。◆

(7) 給油ホースの水圧試験（危則第 24 条の 6 第 7 号）

給油ホースは、当該給油タンク車の給油ホースにかかる最大常用圧力の 2 倍以上の圧力で水圧試験を行った時に漏れないこと。

(8) 引張力による給油ホースからの漏れ防止等の措置（危則第 24 条の 6 第 8 号）

給油中に給油ホースに著しい引張力が作用したときに、給油タンク車が引っ張られること及び給油ホース等の破断により危険物が漏れることを防止する措置としては、給油ホースに著しい引張力が加わることにより離脱する安全継手を設けること等が該当するが、当該安全継手を設ける場合には、当該措置が有効に機能する位置（例えば結合金具の付近等）に設ける必要があること。（H. 18. 4. 25 消防危第 106 号通知）

**5 国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規定に定める基準に適合する移動タンク貯蔵所（IMDGコード型移動タンク貯蔵所）の特例（危令第15条第5項及び危則第24条の9の3）**

(1) IMDGコード型移動タンク貯蔵所のうち積載式以外のもの（以下「IMDGコード型タンクローリー車」という。）（H. 16. 3. 23 消防危第35号通知）（以下「35号通知」という。）

ア IMDGコード型タンクローリー車の位置、構造及び設備の技術上の基準に係る特例規定

(ア) IMDGコードの抜粋（仮訳）については、35号通知別添1を参考とされたい。この場合において、35号通知別添1の6.8（陸上タンク自動車に関する規定）が、IMDGコード型タンクローリー車に係る構造及び設備の基準に該当すること。

(イ) IMDGコード型タンクローリー車については、間仕切及び防波板（危令第15条第1項第3号及び第4号）を設置しないことができるが、タンク本体の構造等について強化されている部分があるほか、移送時の充てん率が20%以下又は80%以上に指定されているので管理上留意する必要があること（従来のIMDGコード型タンクコンテナと同じ）。

イ IMDGコード型タンクローリー車の許可・検査等

(ア) 設置許可に当たっては、当該タンクローリー車にIMO表示板（IMDGコードに適合している旨を示す表示板。35号通知別添1の6.7.2.20参照）が貼付されている場合には、IMO表示板の交付に係る各国政府機関又はこれに代わる機関の許可書等（別添1参照）の写し等をもって、設置許可申請において必要とされる添付書

類とすることができること。

- (イ) 完成検査前検査については、IMDG コード型タンクローリー車に関しても危令第8条の2第4項第3号の規定を適用し、簡素化を図ることができること。
- (ウ) 完成検査に当たっては、移動貯蔵タンクに漏れや変形がなく健全な状態であることの確認、IMO 表示板の確認並びに標識及び掲示板の確認により行うことができること。また、当該タンクローリー車の輸入時に行う完成検査については、危険物を貯蔵した状態で行ってさしつかえないものであること。
- (エ) 漏れの点検については、IMDG コード型タンクローリー車に関しても「地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について」(H. 16. 3. 18 消防危第 33 号通知) 第 2 により実施することができること。



BUREAU VERITASの例  
(許可書)

**CONTENEUR CITERNE / TANK CONTAINER**  
**CERTIFICAT D'INSPECTION INITIALE /**  
**INITIAL INSPECTION CERTIFICATE**

<b>CONTENEUR CITERNE / TANK CONTAINER</b>		Code :	BVCT :
Masse brute maxi./Maxi gross weight :	kg	Tare :	kg
PROPRIETAIRE / OWNER :		EXPLOITANT / OPERATOR :	
Modèle/Model :	N° de série/Serial N° :	Code pays/Country :	
Type :	Dimensions (mm) : 2991 x 2438 x 2591 mm	Code type :	
CAPACITE : CAPACITY	Nominale/Nominal : Mesurée/Measured :	l l	AGREMENTS / APPROVALS: IMO FMM CSC USDOT ISO
PRESSION : PRESSURE	De service/Working : D'épreuve/Test :	bar bar	
MATIERES AUTORISEES AU TRANSPORT / SUBSTANCES SUITABLE FOR TRANSPORT : Suivre les réglementations applicables, tenant compte de la constitution de la citerne et de ses équipements / According to applicable regulations, taking into account the constitution of the tank and its equipment			
CONSTRUCTEUR / MANUFACTURER :			
DECLARATION DU CONSTRUCTEUR : Je soussigné, certifie que le conteneur citerne ci-dessus (N° de série XXXXXXXX) a été construit et contrôlé dans les mêmes conditions que le conteneur prototype de base certifié par BUREAU VERITAS, sous le N° XXXXXXXX. STATEMENT OF THE MANUFACTURER : I, the undersigned, certify that the above mentioned tank container (serial N° XXXXXXXX) has been manufactured and inspected in the same way as the basic prototype container certified by BUREAU VERITAS under XXXXXXXX			
CARACTERISTIQUES / CHARACTERISTICS		CONTROLES / INSPECTIONS	
<b>PLAN D'ENSEMBLE N° / GENERAL DRAWING :</b> CODE CALCUL / DESIGN : Température : °C      Pression/Pressure : bar <b>MATERIAUX / MATERIALS :</b> Structure/Frame : Citerne/Tank Head : Shell : <b>CITERNE / TANK :</b> Diamètre int./Diameter intem. : mm      Compart. Nb : Epaisseur mini de construction/Mini Design Thickness : Virole/Shell : mm Fonds/Heads : mm Epaisseur équivalente/Equivalent thickness : IMO : mm US.DOT : mm <b>EQUIPEMENTS / EQUIPMENTS :</b> Calorifuge/Insulation : Réchauff./Heater : Pr. Service/Work Pr. : n/a bar      Pr. Epr/Test Pr. : n/a bar Surface/Area : n/a sqm Vichange/Outlet : Hauts/Top :      Bas/Bottom : fermé/Clos. <b>DISPOSITIFS DE SECURITE / SAFETY DEVICES :</b> Soupape(s)/Relief valve(s) : (Targe/Setting) : bar Disque/Rupture disk : nb : NO (Targe/Setting) (20°C) : n/a bar (Targe/Setting) (60°C) : n/a bar Montage/Arrangement : Serie      Par. l Débit total en air/Total vent. Capacity : m³/h (15°C - 1 bar) <b>PROTECTION / COATING :</b> Interne/Internal :      Externe/External : ESSAIS / TESTS at : R = kg Gabegie à l'impact at : kg Sollicitation dynamique à l'impact test at : g      à vit R = kg <b>PLAN DE MARQUAGE / MARKING DRAW :</b>		Ce conteneur citerne a été construit sous surveillance du BUREAU VERITAS, en accord avec les prescriptions suivantes / This tank container has been manufactured under BUREAU VERITAS survey, in accordance with the following prescriptions : - Règlement du/ Rules of : - Specification : Les opérations de contrôle effectuées font l'objet des rapports de contrôle / The inspections performed are subject to reports : Essais de tension à/Tension test at :      kg (montant/post) Epreuve hydraulique à/Hydraulic test at :      bar Effectuée le/ Performed on : Epreuve d'étanchéité à/Tightness test at :      bar Effectuée le/ Performed on : <b>OBSERVATIONS / REMARKS :</b> Epaisseur de corrosion/Corrosion allowance :      mm Contrôle radiographique/X-Ray control : N° de Série de la Soupape de Sécurité/Safety valve serial N° : Commentaires/Comments :	
POINCONNAGE / STAMPING :		Etabli à/Issued at :      le/on : Inspecté par/ Inspected by :      Visa : Région-Bureau/ Region-Office :      Cachet/Stamp :	





Lloyd's Register の例  
(基準適合証明書類)

Certificate no:

**Tank Container  
Construction Certificate**

Page 1 of 1

Name of Manufacturer (the "Client")	Office
Purchaser	Date
Manufacturer's serial number	
Operator's serial number	
Type approval number and CSC Approval reference	

This certificate is issued to the above client to certify that the tank container described herein, has been manufactured under survey in accordance with LR's Container Certification Scheme and the International Convention for Safe Containers.

Description
-------------

Tank						
Code or Standard	Length		Diameter		Capacity (actual)	
Dimensions (mm):	mm	mm	mm	mm	litres	
Material:	Shell		Ends			
Thickness:	Shell		Ends			
Hydraulic test pressure	bar		Date of hydraulic test			
Design pressure	bar		Design temperature		°C	
Leak test pressure	bar		Date of leak test			
Pressure relief devices			Set pressure/vacuum		bar	
			Bursting disc nominal rupture pressure		bar	

Tank And Mainframe						
Overall dimensions	Length	mm	Breadth	mm	Height	mm
Maximum gross mass (R)		kg		lb		
Tare weight		kg		lb		
Maximum product load		kg		lb		
Stacking capability		kg		lb		
Stacking test load		kg		lb		
Transverse racking test load		kg		lb		
Longitudinal inertia test load		kg		lb		
Lateral inertia test load		kg		lb		
Drawing number(s)						

Applicable Regulations
Remarks
Details of permanent marking attached

Surveyor to

(2) IMDG コード型移動タンク貯蔵所のうち積載式のもの（以下「IMDG コード型タンクコンテナ」という。）（H. 16. 3. 23 消防危第 35 号通知）

ア IMDG コード型タンクコンテナは、いわゆる「国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所」のタンクコンテナと基本的に同義のものであること。また、35 号通知別添 1 の 4. 2 及び 6. 7 のうち、第 1 種ポータブルタンク及び第 2 種ポータブルタンクに関する規定が、IMDG コード型タンクコンテナに係る構造及び設備の基準に該当すること。

イ IMDG コード型タンクコンテナの許可等の取扱いについては、次項 6 (2)によること。

## 6 積載式移動タンク貯蔵所の許可等の取扱い

(1) 積載式（タンクコンテナ式）移動タンク貯蔵所（(2)を除く。）の取扱いに関する運用基準（H. 4. 6. 18 消防危第54号通知（H. 7. 3. 14 消防危第23号改正））

ア 積載式移動タンク貯蔵所に対する移動タンク貯蔵所としての許可件数は、当該車両の数と同一であること。

イ 積載式移動タンク貯蔵所の車両に同時に積載することができるタンクコンテナの数は、タンクコンテナの容量の合計が30,000L以下となる数とするが、さらに設置者がその数以上の数のタンクコンテナ（以下「交換タンクコンテナ」という。）を保有し、かつ、当該車両に交換タンクコンテナを積載しようとする場合は、

(ア) 当該積載式移動タンク貯蔵所が設置許可を受ける前にあつては、交換タンクコンテナを含めて当該積載式移動タンク貯蔵所の設置許可を、

(イ) 設置許可を受けた後にあつては、交換タンクコンテナを保有しようとする際に、当該積載式移動タンク貯蔵所の変更許可を、それぞれ受けるものとする。

ウ 上記イの許可を受けた積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナは、他の積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナと当該タンクコンテナが緊結装置に同一性をもつものである場合には、既に許可を受けた当該他の積載式移動タンク貯蔵所の車両にも積載することができること。この場合において、当該タンクコンテナは、当該他の積載式移動タンク貯蔵所の移動貯蔵タンクとみなされるものであること。

エ 積載式移動タンク貯蔵所において貯蔵する危険物の品名及び貯蔵最大数量がタンクコンテナを積載するたびに異なることが予想される場合は、

(ア) 当該積載式移動タンク貯蔵所が設置許可を受ける前にあつては、貯蔵することが予想されるすべての品名及び貯蔵最大数量について、当該積載式移動タンク貯蔵所において貯蔵する危険物の品名及び貯蔵最大数量として設置許可を、

(イ) 設置許可を受けた後にあつては、貯蔵することが予想されるすべての品名及び貯蔵最大数量について、法第11条の4に定める届出を、それぞれ必要とするものとする。

オ 積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナの車両、貨車又は船舶への荷積み又は

荷下しに伴う当該タンクコンテナの取扱いは、当該積載式移動タンク貯蔵所の危険物の貯蔵に伴う取扱いと解されること。

カ 積載式移動タンク貯蔵所の車両からタンクコンテナを荷下しした後において再びタンクコンテナを積載するまでの間、当該車両を通常の貨物自動車としての用途に供する場合は、当該積載式移動タンク貯蔵所について法第12条の6に定める用途廃止の届出を要することなく、当該車両を貨物自動車の用途に供することができるものであること。

キ 積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナを車両、貨車、船舶等を利用して輸送し、輸送先で他の車両に積み替える場合に、輸送先の市町村において許可を受けた積載式移動タンク貯蔵所がない場合は、当該タンクコンテナと他の車両とで1の積載式移動タンク貯蔵所として設置許可を受けることができるものとし、完成検査については、タンクコンテナを車両に固定した状態での外観検査により行うもので差し支えないものであること。この場合において、危則第24条の5第4項第4号の表示について輸送先の許可に係る行政庁名及び設置の許可番号の表示は不要とすること。

(2) 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する運用基準（H.13.4.9 消防危第50号通知）

ア 定義

国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所とは、国際海事機関（International Maritime Organisation（IMO））が採択した危険物の運送に関する規程（International Maritime Dangerous Goods Code（IMDGコード））に定める基準に適合している旨を示す表示板（IMO表示板）が貼付されている移動貯蔵タンク（以下「タンクコンテナ」という。）を積載する移動タンク貯蔵所をいう。

イ 許可

(ア) 許可の単位

国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所に対する移動タンク貯蔵所としての許可件数は、当該国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の車両の数と同一であること。

(イ) 許可に係る手続

設置者が、国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の車両に同時に積載することができるタンクコンテナの数以上の数のタンクコンテナ（以下「交換タンクコンテナ」という。）を保有し、かつ、当該車両に交換タンクコンテナを積載しようとする場合の手続は次によること。

a 積載式移動タンク貯蔵所としての設置許可を受ける前

(a) 交換タンクコンテナを含めて当該国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の設置許可を要すること。なお、設置許可申請は、交換タンクコンテナが入港す

る前に受け付けて差し支えないこと。

- (b) 貯蔵する危険物の品名及び最大貯蔵数量が、タンクコンテナを積載するたびに異なることが予想される場合は、貯蔵することが予想されるすべての品名及び貯蔵最大数量を危険物の品名及び貯蔵最大数量として、設置許可を要すること。
- (c) 許可申請にあたって添付を要するタンクコンテナの構造及び設備に係る書類は、当該タンクコンテナの国際基準への適合性が既に確認されていることにかんがみ、タンクコンテナに係る海上輸送に責任のある各国政府機関又はこれに代わる機関の許可書等の写し等、必要最小限にとどめること。

b 積載式移動タンク貯蔵所としての設置許可を受けた後

保有しようとする交換タンクコンテナが、IMDG コードに適合するものであり、かつ、車両及び交換タンクコンテナの緊結装置に適合性がある場合は、交換タンクコンテナの追加を、資料等による確認を要する変更工事として取り扱って差し支えないこと。従って、変更許可及び完成検査は要しないものであること。

なお、交換タンクコンテナの IMDG コードへの適合性、車両及び交換タンクコンテナの緊結装置の適合性及び貯蔵する危険物を資料（注）の提出（郵送、ファックス等）により確認すること。この場合、不明な点があれば、事業者等に確認すること。

注：タンクコンテナに係る海上輸送に責任のある各国政府機関又はこれに代わる機関の許可書の写し、車両及び交換タンクコンテナの緊結装置に係る規格（JIS、ISO 等）等が確認できる書類及び貯蔵する危険物を明示した書類をいう。

ウ 完成検査

(ア) 完成検査に係る手続

a 手続の迅速化

- (a) 完成検査申請は、タンクコンテナの入港前に、設置許可申請と同時に受け付けて差し支えないこと。また、完成検査の実施日はあらかじめ関係者と調整し、タンクコンテナが入港後速やかに行われるようにすること。
- (b) 完成検査済証の交付は、「完成検査済証等の交付手続の迅速化について」（H. 10. 5. 20 消防危第 54 号通知）を参考に、迅速に行うこと。

(イ) 完成検査の方法

- a 完成検査は、タンクコンテナを車両に積載した状態で行うこと。この場合、タンクコンテナについては、IMO 表示板の確認及びタンクコンテナに漏れ、変形がなく健全な状態であることの確認にとどめることができること。車両については、標識、掲示板、緊結装置の確認を行うこと。

- b 同時に複数の交換タンクコンテナに係る完成検査を行う場合は、緊結装置に同一性がある場合は、代表する一つのタンクコンテナを積載した状態で行って差し支えないこと。
- c タンクコンテナの輸入時に行う完成検査は、危険物を貯蔵した状態で行って差し支えないものであること。

エ その他

- (ア) 移動タンク貯蔵所として許可を受けた国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナは、その緊結装置が他の積載式移動タンク貯蔵所の車両の緊結装置に適合性を有する場合には、当該車両にも積載することができること。この場合において、当該タンクコンテナは、当該他の積載式移動タンク貯蔵所の移動貯蔵タンクとみなされるものであること。
- (イ) 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナには、危令第 15 条第 1 項第 17 号に定める危険物の類、品名及び最大数量を表示する設備及び危則第 24 条の 8 第 8 号に定める表示がタンクコンテナごとに必要であるが、当該設備又は表示は、当該タンクコンテナを積載する国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の車両に掲げることができること。
- (ロ) 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナの車両、貨車又は船舶への荷積み又は荷卸しに伴う当該タンクコンテナの取扱いは、当該積載式移動タンク貯蔵所の危険物の貯蔵に伴う取扱いと解されること。
- (ハ) 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の車両からタンクコンテナを荷卸しした後において再びタンクコンテナを積載するまでの間、当該車両を通常の貨物自動車としての用途に供する場合は、当該積載式移動タンク貯蔵所について法第 12 条の 6 に定める用途廃止の届出を要することなく、当該車両を貨物自動車の用途に供することができるものであること。
- (ニ) 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナを車両、貨物、船舶等を利用して輸送し、輸送先で他の車両に積み替える場合に、輸送先の市町村において許可を受けた積載式移動タンク貯蔵所がない場合は、当該タンクコンテナと他の車両とで一の国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所として設置許可を受けることができるものとし、完成検査については、タンクコンテナを車両に固定した状態での外観検査により行うもので差し支えないものであること。
- (ホ) 積載式移動タンク貯蔵所としての許可を受けた後、国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所において貯蔵する危険物の品名及び最大貯蔵数量を変更しようとする場合は、法第 11 条の 4 に定める届出を要すること。

## 参考資料 (H. 4. 11. 12 消防危第93号通知)

## 1 許可に関する事項

- (1) 各国政府機関に代わる機関の許可書又はこれに類する書類の写しの例を別添2に示しておくので参考とされたい。

なお、米国の運輸省 (DOT) 省令でのIm101 及びIm102 は、それぞれIMO Type 1 及びIMO Type 2 と同等以上のものとして取り扱ってさしつかえない。

- (2) 各国の検査機関には、次のようなものがある。

ア アメリカ

American bureau Shipping (AB)

イ イギリス

Lloyd's Register Industrial Services

ウ ドイツ

Germanischer Lloyd

エ フランス

Bureau Veritas

オ 日本

日本船舶品検定協会 (HK) 、日本海事協会 (NK) 、日本海事検定協会 (NKKK)

- (3) 国際輸送用タンクコンテナに関する構造及び設備の国際基準としては、CSC 条約、ISO規格 (国際標準化機構規格) 及びIMO基準がある。CSC条約及びISO規格は、コンテナの標準化、検定基準を主内容としたもので、CSC条約の内容がISO規格に含まれていることから、コンテナの設計はISO規格で行われるのが通常である。我が国ではISO規格に準拠し、JISが制定されており、次に掲げるJISを参考とされたい。

ア JIS Z1613 貨物コンテナ用語

イ JIS Z1614 国際貨物大型コンテナ外のり寸法及び最大総重量

ウ JIS Z1615 国際貨物コンテナコード、識別及び表示寸法

エ JIS Z1616 国際貨物コンテナすみ金具

オ JIS Z1624 国際タンクコンテナ (令和3年2月25日廃止)

カ JIS Z1629 貨物コンテナ用一上部つり上げ金具及び緊締金具

JIS Z1616の設計強度について、JIS Z1616表1の注釈に「設計条件は、JIS Z1614の1AAコンテナに取り付けられたすみ金具に作用する荷重又は力を基準としている。」と記載されているが、これは、「JISZ1616-1995」改正時は「JISZ1614-1994」の最大総質量が1AAAと1AAが30,480kg、1CCと1Cが24,000kgだったため、条件の厳しい1AAを基準にする意図から、このような記載内容となっている。

「JISZ1614-2017」では、1AAAから1Cまでいずれも最大総質量は30,480kgに改正されているので、現在ではどの種類を採用しても同じとなることから、JIS Z1616

に適合するすみ金具であれば、JIS Z1614に適合するどの種類のコンテナについても強度を満足していることとなる。

IMO基準は、タンクの構造、設備基準を主要内容としたもので、タンクの設計はIMO基準で行われるのが通常である。

IMO基準の規約総則中、第13章が国際輸送用タンクコンテナに関する条項で、そのうち第1種ポータブルタンク及び第2種ポータブルタンクに関する規定が運用基準のタンクに係る構造及び設備の基準にあたるものである。

IMO基準の抜粋（仮訳）については、「国際輸送用積載指揮移動タンク貯蔵所に関する許可等に係る資料の送付について」（H. 4. 11. 12 消防危第93号）別添2を参考とされたい。

## 2 検査に関する事項

- (1) CSC 条約に基づく安全承認板の記載事項及び例示については、「国際輸送用積載指揮移動タンク貯蔵所に関する許可等に係る資料の送付について」（H. 4. 11. 12 消防危第93号）別添3を参考にされたい。
- (2) IMO 基準に基づく承認銘板の記載事項及び例示については、「国際輸送用積載指揮移動タンク貯蔵所に関する許可等に係る資料の送付について」（H. 4. 11. 12 消防危第93号）別添4を参考にされたい。

1 American bureau Shipping の例

(1) 許可書 (表)



American Bureau of Shipping  
TANK CONTAINER  
CERTIFICATE OF APPROVAL



Issued pursuant to authority delegated by the  
U.S. Department of Transportation  
Title 49 Code of Federal Regulations  
Designation No. 107-81-01

Certificate No. 91-K037673-X  
Date 1 February 1991

Design Type Number: AB/ 352 / 89-03

THIS IS TO CERTIFY that the tank container described herein, built by \_\_\_\_\_ Co., Ltd.,  
Kobe, Japan \_\_\_\_\_ on \_\_\_\_\_ 1 February 1991

for \_\_\_\_\_ Co., Ltd., Tokyo, Japan  
has been thoroughly inspected at each stage of manufacture by the undersigned Surveyor of the American Bureau of Shipping; that the details of design, materials, construction and workmanship of the container conform to the American Bureau of Shipping Rules For Certification of Cargo Containers, and to the United States Department of Transportation requirements for steel portable tanks.

The tank container is constructed in accordance with prints reviewed on \_\_\_\_\_ 11 September 1990,  
reference T-3/TK-5586 under general arrangement drawing \_\_\_\_\_ D01864  
serial number \_\_\_\_\_ 882501201 \_\_\_\_\_; was tested on \_\_\_\_\_ 6 June 1989  
and approved with the issuing of prototype test certificate \_\_\_\_\_ 89-K034802-X. The hydrostatic test was  
performed on this container on \_\_\_\_\_ 20 December 1990.

Manufacturers serial number: 902500216 Operating number: NRSU871117

Code(s) to which tank is designed: ASME VIII, 1 US DOT Specification: IM 102

Size	20' x 8' x 8'6"	Model	208-62BH9	Liquid Capacity	21,000 liters
					5,547 U.S. gals
Max Gross Wt.	24,000 kg	Tare Wt.	3,560 kg	Payload	20,440 kg
	52,910 lb		7,850 lb		45,060 lb
MAWP:	25.3 PSIG	Test Pressure:	52.5 PSIG	Heating coil MAWP:	71.1 PSIG
	1.75 BARS		3.6 BARS		4.9 BARS
Design Temperature					
Specify C°/F°	Minimum -20°C	Operating	15°C	Maximum	100°C

American Bureau of Shipping

NOTE: This Certificate evidences compliance with one or more of the Rules, guides, standards or other criteria of American Bureau of Shipping and is issued solely for the use of the Bureau, its committee, its clients or other authorized entities. This Certificate is a representation only that the tank container specified herein has been found to comply with one or more of the Rules, guides, standards or other criteria of American Bureau of Shipping who shall remain the sole judge thereof. Nothing contained in this Certificate or in any Report issued in contemplation of this Certificate shall be deemed to relieve any designer, builder, owner, manufacturer, seller, supplier, repairer, operator or other entity of any warranty express or implied.

CIA AB 107 4/91

(2) 許可書 (裏)

Shell Material: JIS G4305 SUS316	Head Material: JIS G4304 SUS316
Shell Thickness: 3.2 mm	Head Thickness: 5.0 mm
Minimum Equivalent Mild Steel Shell Thickness: 4.1 mm	Lining Material:
	Corrosion Allowance: 0 mm

The tank container identified on the obverse of this certificate conforms to the technical specifications listed and is suitable for the carriage of hazardous materials, subject to the conditions and limitations specified in Title 49 of the Code of Federal Regulations, Part 173, Section 173.32c.

INTERNATIONAL CONVENTION FOR SAFE CONTAINERS (CSC)

THIS IS TO CERTIFY that the Container identified on the obverse of this certificate meets requirements of the International Convention for Safe Containers and the regulations promulgated by the United States Department of Transportation. The container is hereby approved and the applicant may affix a Safety Approval Plate with Approval number:

USA/AB-

/

Surveyor:

The container identified on the obverse of this certificate carries an International Convention for Safe Container approval plate bearing the number J-HK/3332/10/89

CUSTOMS CERTIFICATION (TIR)

THIS IS TO CERTIFY that the undersigned has visited the plant of the manufacturer to examine the container identified on the obverse of this certificate for adherence to the certificate of approval by design type for transport of goods under customs seal and found said container in compliance.

Design Type Approval Certificate Number:

USA/

-AB/

Surveyor:

THIS IS TO CERTIFY that the container identified on the obverse of this certificate has been manufactured in full compliance with the applicable certificate of approval by design type.

Quality Control Superintendent

The container identified on the obverse of this certificate carries a Customs approval plate bearing the number J/302/89

IMO Certificate of Fitness

This is to certify that the tank container identified on the obverse of this certificate is in accordance with drawings reviewed for compliance with the requirements of the International Maritime Dangerous Good Code, and meets the Technical Specification or IMO Type 2 Portable Tanks.





2 Bureau Veritas の例

(1) 許可書



**BUREAU VERITAS**  
**TANK-CONTAINER**



**INITIAL INSPECTION CERTIFICATE**

TANK-CONTAINER CODE: (Owner/Operator) EXFU 1702 29		0	BYCT, 897326 6
Max gross weight: 79367 LBS	Tare: 9480 lbs	Payload: 69887 lbs	Capacity: 23000 L
OWNER: EXSIF 9 PLACE HOCHE 78000 VERSAILLES FRANCE		OPERATOR: [REDACTED]	
Models: IH 79.1A2 Type: OMI 1	Serial n°: 834035 - 9 Dimensions: 6058 x 2488 x 2591	Country: FR Model: 2276	
CAPACITY: Nominal: 23000 L Measured: 23083 L	WORKING PRESSURE: Working: 4 BAR Test: 6 BAR	APPROVALS OBTAINED: <input checked="" type="checkbox"/> IIR F. 710.88 <input checked="" type="checkbox"/> MMF FMH 89/038 <input checked="" type="checkbox"/> UK-001 <input checked="" type="checkbox"/> A10/ADR F 2966 <input checked="" type="checkbox"/> US-DOT 1M 101 <input checked="" type="checkbox"/> CSC P. 325.79 <input checked="" type="checkbox"/> ETC	
SUBSTANCES SUITABLE FOR TRANSPORT: According to the applicable rules, the constitution of the tank, its equipments, US DOT IM TANK TABLE, and the technical note BYCT 897326, NT/AO of 29.05.89.			
MANUFACTURER: DSL TRANSPORT - 80 rue Jean Jaurès - 59920 QUIEVRECHAIN FRANCE			
MANUFACTURER'S STATEMENT: I the undersigned certify that the above mentioned tank-container (tank N°834035-9) has been manufactured and inspected in the same way, as the best practice, previous to the approval by BUREAU VERITAS under number CT P.06. 36.1450 homologation 194 BYCT 827546 63.			
CHARACTERISTICS		INSPECTIONS PERFORMED	
GENERAL ARRANGEMENT N°: ENS 834035 REV.0 DESIGN CODE/SPECIFICATIONS: ASME CODE VIII Div.1 Design temperature: (-20 to 100) °C Pressure: (0,4 to 6) BAR MATERIALS: Item: F28.3-E36.3-280.480M3 Tank: 26CHDT17.12 TANK: Nominal β: 2275 mm Opt.Nb: 1 Nominal Shell: 4,80 mm Thickness Head: 5,78 mm EQUIPMENT: - Insulation - Heater (pressure) 4,5 BAR - pressure discharge (prevision) - Gravity discharge (YES) (number of shut-off devices) 3 SAFETY DEVICES: -0,21 BAR 2 Relief valves PEROLO 2"1/2 Size: (4,4 to 20) °C 2 Temp. discs ELFAB HUGUES Brass (4,4 to 80) °C - In stills Total tank capacity: 14747 M <sup>3</sup> /H at 15°C (atm.P.) PROTECTION/COATING: Internal: Not applicable External: Structure: painting > 110 microns TESTS: A + 36000 kg Stamping: 0 H of 24000 kg, i.e. 192000 kg Impact test: 7,22 J of 20320 kg MARKING: Drawing N°: PM 834035 REV.A		The tank-container has been manufactured under BUREAU VERITAS control in accordance with the prescriptions: <input checked="" type="checkbox"/> N.1.178 DM December 1978 of BUREAU VERITAS <input checked="" type="checkbox"/> Specification US DOT-IM101 <input checked="" type="checkbox"/> Code: ASME Sections VIII and IX The inspections performed are subject to report: BYCT, 897326 6 Tension test at: 18000 kg per post Hydraulic test at: 6 BAR Performed on: 17/7/89 Inspection number: II	
REMARKS: Dynamical tests: 4,08 G OF Deviation allowance: 0 36000 KG - X-Ray control: partial - Thermometer: 10 to 120 °C - Pre-nuffe connection: DN 40 - Safety valve: PEROLO DN 80 - Valve: OUTIERELY FORT VALE - Gaskets: TEFLON KLINGBERTL-TEFLON - TEFLON BRAIDED VITON CORE - Tightness test: 17/7/89 - Cleanliness inspection: 19/7/89			
MARKING AND STAMPING: on: the identification plate of the tank the approval plate the left rear lower corner casting, the rear lower cross-member label on rear head		Issued at: Valenciennes Inspected by: FLAMBOURT H. District Office: LILLE Date: 11.08.89 Signature: [Signature]	

BUREAU VERITAS Head Office 31, rue Henri Rochefort, 95017 PARIS/CEVI Bure  
 Mr Paul Villain, Contrôleur - BP 247 - 92207 LEVALLOIS PERRET Tel (0) 751  
 Telex 411 183 F

Ad ME 5647 b

(2) 定期検査報告書



# Bureau Veritas

TANK CONTAINER  
 PERIODIC INSPECTION REPORT  
 Scope : 5 Year

TANK CONTAINER : CODE (Owner/Operator) SECS 893 401		4	BVCT : 907002/NYK/56			
Max. gross weight : 30480 Kg.	Tare : 4630 Kg.	Payload : 25850 Kg.	Capacity : 24000 Ltr.			
OWNER : Eurotainer		OPERATOR :				
Model : ICC		Serial no : 534 010-10	Date of manufacture : 1985			
Type IMO : I		Dimensions : 8 1/2 x 8 x 20'				
Maximal working pressure : 4 Bar	Test pressure : 6 Bar	APPLICABLE REGULATIONS <input checked="" type="checkbox"/> IMO <input checked="" type="checkbox"/> RID/ADR F/2164 <input checked="" type="checkbox"/> CSC F/991/83				
Date of initial pressure test : 19-6-85	Witnessed by : Bureau Veritas	<input type="checkbox"/> MMF NA <input type="checkbox"/> UK-DOT NA <input checked="" type="checkbox"/> US-DOTBV 107-81-06 <input checked="" type="checkbox"/> CTC Impact Approved				
SUBSTANCES SUITABLE FOR TRANSPORT : In accordance with the requirements of the applicable Regulations and the construction of the tank and its equipment.						
MANUFACTURER : BSL - France						
DATE AND PLACE OF INSPECTION : 04 April 90		DATE OF LAST INSPECTION : 12-87				
Tank Container Services, LaPorte, Texas		performed by : Bureau Veritas				
		Next regulatory inspection before : 10-92				
CHARACTERISTICS		INSPECTIONS PERFORMED		NA	WR	SR
MATERIALS : Frame : Carbon steel Tank : 26 CNDT 17-12  TANK : Nb of compartments : ONE measured thickness (if checked) { Heads : N/A mm Equivalent : N/A mm Shells : mm Mild steel }  EQUIPMENT : X-Insulation X-Heater Bottom discharge <input checked="" type="checkbox"/> Nb of closures in series : 2 Top discharge <input type="checkbox"/> NA Relief valves : Nb 2 Setting : 63 PSI <input checked="" type="checkbox"/> in parallel Rupture discs : Nb NA Setting : NA bar Fusible elements : Nb N/A Temperature : N/A °C  PROTECTION / LINING : Internal : NA External : Aluminum sheathing & insulation		(NA = not applicable) (WR = without remark) (SR = see remarks)  Internal inspection of the tank ..... X External inspection of the tank Alum. skin... X Thickness measurements ..... X Checking of valve(s) setting ..... X Checking of tightness with : Air ..... X Pressure : 10 PSI ..... Checking of equipments ..... X Examination of insulation ..... X Pressure test of heater ..... X Examination of frame ..... X Examination of marking ..... X  Regulatory hydraulic test ..... X Pressure : 87 PSI Date : 04 April 90				
REMARKS : Satisfactory 5 year examination after internal exam, hydrostatic test and testing of two Fort Vale safety relief valves nos. 8502364 and 8502377.						
MARKING AND STAMPING : CSC. Plate: 10-92 Mfr. Plate: 4-90		Issued at : Houston Tx on : 04 April 1990 Inspected by : C.K. Southern District / Office : NYK/USA Stamp : Group				

## 7 移動タンク貯蔵所における貯蔵及び取扱いについて

- (1) 貯蔵タンク内に危険物を積載した状態で、移動タンク貯蔵所を24時間以上駐停車させる行為は、原則貯蔵と判断する（車両の故障等、24時間以上停車せざるを得ない場合は除く。）。当該行為は、移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準が、危険物を積載した状態で長期間貯蔵することを想定していないことを考慮し、当該施設の許可形態を逸脱した行為であると判断する。

よって、当該行為を仮貯蔵の承認なく行った場合は、法第10条第1項違反が成立するものとして取り扱う。

なお、危険物を積載した状態で行う24時間未満の駐停車は、危険物の移送途上であると判断し、移送の基準を適用する。

- (2) 移動タンク貯蔵所から危険物を給油する行為又は容器等に注油する行為を、同一場所で、許可なく、かつ、仮取扱いの承認なく、1日に指定数量以上行えば、法第10条第1項違反が成立し、届出なく、指定数量の5分の1以上指定数量未満行えば、姫路市火災予防条例違反が成立する。

なお、同一場所を一概に定義することは難しいが、同一敷地内で、同一棟、同一施設、同一工作物及び同一工事現場については、同一場所であると判断する。

また、別敷地でも、移動タンク貯蔵所が移動せずに行った行為については、同一場所で行った行為として取り扱う。

- (3) 岸壁等に係留された船舶に積載された移動タンク貯蔵所に対しても、法第16条の9は適用される。

## 8 危令第15条第4項の総務省令で定める危険物（第4項）

危第24条の7に規定する「省令第13条の7に規定する危険物」に含まれる「これらのいずれかを含有するもの」とは、当該物質を含有することで、当該物質特有の危険性を有することから、危則第24条の8、第24条の9又は第24条の9の2の措置が必要となるものを指す。

よって、当該物質を含有していても、含有前の物質と危険性に違いを生じないような場合は、「これらのいずれかを含有するもの」としては扱わない。

なお、当該「危険性に違いが生じない」という性状については、申請者により示す必要があり、当該根拠を提示できない場合は、原則「これらのいずれかを含有するもの」として扱う。